ISSN 0289－2383

世界の児童と母性

海外福祉情報

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

CURRENT
OVERSEAS INFORMATION

第32号

［特集］
子どもの眼・子どもの声
家庭・地域社会から

1992年4月

世界の児童と母性

海外福祉情報／第32号／1992年4月

contents

特集◆子どもの眼・子どもの声――家庭・地域社会から

ひとこと――秋山智久……1
子どもの権利をどうとらえるか――堀尾輝久……2
乳児院に求められる子育て支援――潮谷義子……7
養護施設の地域交流ホーム「樹心館」――土屋方人……13
地域、家庭における子どもの生活と権利――浅野宮一……18
長時間保育と子どもの心――望月武子……23
病児保育その現状と今後の課題――保坂智子……27
データにみる保育の状況……32
障害児者のセルフ・ヘルプ・グループ――久保紘章……34
フィリピンにおけるストリート・チルドレンの現状と対応――村田哲康……39
子どもにも言わせろ！ホットライン――伊藤書佳……44
第1回地球子ども会議報告――祢津都子……50
座談会・「もう疲れました。この子いらないんです」……55

編集後記――帆足英一……65

ひとこと

—ダモクレスの剣—

「明るい子どもの声の聞こえない町は滅びる」と言ったのは、ギリシャの哲人であった。

今日、わが国において、はじけるような、また心から楽しそうな「明るい」子どもの声が、家庭や地域社会に響いているのであろうか。

本誌の前号から継続している特集テーマは「子どもの眼・子どもの声」である。その２回目の本号では「家庭・地域社会から」という副題が付いている。家庭と地域を、子どもの立場に立って見直そうという試みである。

エリクソンは「基本的信頼関係」を育てる家庭の重要性を指摘した。しかし、父親不在を強いる企業戦士社会にがっちり押さえられた家庭での信頼関係は、果たして「基本的」なのであろうか、偏向しているのではあるまいか。

子どもは「声」をあげているのかもしれない…見えない形で、逸脱した行動で、非社会的な態度で…。それを大人が聴いていない。聴く時間が無い。そのような大人の社会を、家庭を、子どもの「眼」がじっと黙って見詰めている。

「まるで毎日がお祭だ」とアジアからの労働者に言わしめるほどの繁栄を続けている日本の上に、いつしかひっそりと覆いかぶさっている、命取りになりかねない危険…それは酒池肉林の宴会の真っ只中にある王の頭上に、いつしか一本の細い糸で吊されていた「ダモクレスの剣」に似ている。

子どもの心を育てるはずの「家庭と地域」を、真剣に見直す大人の眼こそが、今、必要とされている。　　**編集委員長・秋山智久**

特集

子どもの眼・子どもの声
——家庭・地域社会から

子どもの権利をどうとらえるか

権利条約にちなんで

東京大学教授 堀尾輝久（ほりおてるひさ）

はじめに

1989年11月、国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、各国の批准も進んでいます。わが国でも、今国会で批准へ向けての審議が進められるはずです。

エレン・ケイが「子どもの世紀」を書いたのが1900年。それから100年の間に、子どもの権利に関するジュネーブ宣言（1924年）、国連の子ども権利宣言（1959年）を経て、ようやくそれを国際条約として、各国政府にその実現を義務づけるところまで進んできたといえます。

この条約の意味を深く理解するためには、3つの視点が重要です。

それはまず、子どもの権利の侵害が世界的に広がっているという事実です。

第2は、子どもをめぐる深刻な状況が存在していても、それを権利侵害としてとらえる視点が成立していなければ、ただ「かわいそうだ」ですんでしまいます。それを子どもの権利侵害としてとらえる権利思想の大きな展開が、この条約を支えているのです。

第3に、子どもの権利を守るということを、国連が軸となって、国際条約として規定する。つまりは、地球上の国家全体に、その条約に盛り込まれている精神を実現することを求めるという思考の広がり、地球的規模で考えていかないと、この問題は解決できないという発想、つまりはグローバルな発想が、ようやく世界の共有のものになってきたということです。以下、この3つの視点について、やや詳しく述べたいと思います。

1. 世界の子どもの状況

今日子どもの権利侵害の最も深刻な状況を呈しているのは第三世界の国々であり、アジア、アフリカ、ラテンアメリカです。『世界子ども白書』は、貧困と飢餓のなかで死んでいく子どもは1週間に4万人、飢えた子どもは5億人と報告しています。とくにインド、パキスタン、バングラデシュ等のいわゆる南アジア、サハラ以南のアフリカの状況が深刻のようです。

このような事実を前に、権利条約の問題は第三世界の子どもの問題だという意見が一部にはあります。

それではいわゆる先進国には問題がないかといえば、決してそんなことはないのです。

ユニセフが世界子どもサミット（1990年）に向けて提出した報告書は、いわゆる第三世界の子どもの状況に重ねながら、次のように記述しています。「例えばアメリカとイギリスでも、10年間の堅実な経済成長のかげで住む家をもたない家族の数が2倍にふえた。アメリカでは社会サービスの安全網が徐々にすたれる一方で、貧困のうちに暮らす子どもの数が300万人以上ふえている。1979年には子どもの人口の11%がそうであったのが、今日では15%を上回っている。このような数字は、この10年間に発展途上国で起きたできごとと同じく、子ども最優先の原則の重大な違反である。」と。アメリカの低所得者層に広がるホームレスの問題は、日本のテレビでも広く報道されていますが、ちょうど国連総会で子どもの権利条約が採択された時期に、下院に「子ども・青年・家族にかん

する特別委員会の報告」が出され、そのなかには「見捨てられたアメリカの子どもたち」と題する詳しい状況報告が書かれています。世界の大国アメリカのイメージの裏側には、重大な貧困問題をかかえてもいるのです。東欧諸国の子どもたちの状況については、「チャウシェツクの子どもたち」や「モスクワ冬物語」(いずれもNHK、ドキュメンタリー、1991年12月及び1992年2月)が生々しく伝えています。

2. 日本の子どもの状況

それでは日本ではどうか。確かに、アメリカのようなホームレスの問題はないし、乳幼児の死亡率は千人中5人(世界の貧困地帯では250人前後)と世界最低を誇っています。子どもは大事に育てられているように見えます。

しかし、日本にも、いわゆる貧困地帯とも、また先進諸国の裏側の貧困問題とも異なった問題があるのです。いじめ、体罰、不登校、自殺といったケースは学校と教育という、本来命を育むべき場所がかえって人間発達をゆがめ、そこでの人間関係が命を縮める原因となっていることを示しています。数年前に自殺した長野県の中学生の遺書には、「学校なんて大きらい、みんなで命を削るから。先生はもっときらい、弱った心を踏みつけるから」と書かれていました。昨年夏、瀬戸の島の風の子学園で罰としてコンテナに閉じ込められて死亡した男女2人の中学生の事件は、寒心に耐えませんが、親と教師が相談の末、教育委員会の紹介でこの学園に子どもたちを送ったことを知ると、これは現代的、集団的な子捨ての結果だといいたくなります。今年になってからも、障害をもつ仲間の中学生を、数人で蹴り殺した事件がありました。教師の体罰におびえる生徒たちも絶えることはありません。これらはいずれも、子どもたちの生きる権利や身体の自由の荒々しい侵害ですが、日本の社会と教育が競争主義の原理に取り込まれるなかで、目には見えないが、しかし、子どもたちの心の奥深く滲みこんでいる排他的で、しかも自己抑圧的な心性に苦しんでいる場合が多いのです。子どもたちは、自由に、のびのびと育つ環境を奪われているのです。日本の子どもたちは、現代の文明病の犠牲者だといえるでしょう。

このように、子どもの権利への侵害は、その状況を異にし、現れ方を異にしてはいても、まさしく世界的に広がっているのです。

3. 子どもの権利の思想の発展

そして、これを権利の侵害としてとらえる見方も、この間、大きく発展してきました。子どもの権利の具体的な内容は、この権利条約の第1条から第41条まで、細かく規定されている通りです。

私はここで、その権利の個々について解説するつもりはありません。その個々の条文は大切ですが、それ以上に、子どもの権利とは何かについての、直観的で包括的なイメージをもつことが大切なのです。子どもの権利が自覚されてくるのには、その前提として、人権の自覚の深まりがあります。その上で、「子どももまた人間であり、人間としての権利の主人公である」ということが前提となります。これは現代からみれば実に当たり前のことのようですが、このことが認められるようになったのはそれほど古いことではありません。17世紀の偉大な哲学者パスカルでさえ、「子どもは人間ではない」ということばを残しているほどなのですから。

古代社会から中世にかけては、子どもを生かすも殺すも家長の権限のなかにありました(子殺し的子育て)。中世になってキリスト教社会になると、子どもを殺すことは減って、代わりに捨てること(子捨て的子育て)が行われるようになります。近代に入ってようやく人権思想が広がり、フランス革命に代表される市民革命を迎えます。この人権革命の時代を背景に〝人間の権利〟が自覚されるようになり、子どもの人間としての権利も原理的には確立するのですが、現実には「すべて人間は人間としての権利をもつ」というその人間から、女性や子ども、そして労働者も奴隷もそこからはずされていたのです。人

間を表わす英語のman、仏語のhommeは同時に大人の男性を意味することばでもあることにもこのことが示されています。そして人権宣言から現在までの200年の歴史は、「女性も人間である」「子どもも人間である」「そして労働者も人間である」ということを社会的に確認していく過程だったといえます。

そして、「子どもは人間である」ことが確認されると同時に、「子どもは子どもである」ということの意味が深められてきました。ルソーの『エミール』は〝子どもの発見〟の書と呼ばれます。ルソーはそのなかで、「人は子どもというものを知らない。子どもについてまちがった観念をもっている」といい、大人とは違った存在としての子どものとらえ直しを行いました。「人間は弱い者として生まれる」。だから周りの人々の手厚い配慮を必要としている。しかし、その弱さは同時にたくましく、豊かに成長するしなやかさでもあり、その弱さのなかにこそ発達の可能性が秘められているとして、子どもの未熟さを、発達の可能態としてとらえ直す視点を示したのがこの本です。ルソーは、「自然は子どもが大人になる前に子どもであることを望んでいる。この順序をひっくりかえそうとすると、成熟してもいない、味わいもない、そしてすぐに腐ってしまう促成の果実を結ばせることになる。私たちは若い博士と老いこんだ子どもを与えられたことになる。」といっています。子どもの発達には段階があり、未来の大人のために子どもの現在を犠牲にすることは、その未来をも貧しくいびつなものにするというこの主張こそ、「子どもの発見」の真の含意なのです。子どもは「大人のひな型」や「未熟な大人」ではなく、その未熟さは、発達の可能性をこそ意味しています。それは現在の大人を越える可能性でもあるのです。

「人は子どもというものを憐れむ。しかし、もし人間がはじめ子どもでなかったら、人間はとうの昔に滅びたに違いない」これもルソーのことばです。子どもは人類の未来の希望なのです。この著作に前後して、社会的にも子どもたちに対するまなざしが少しずつ変わっていきます。子ども服がつくられるようになるのもこの頃ですし、絵画のなかの子どもが、子どもらしく描かれるようになるのもこの頃です。当時の子どもの社会史については、アリエースの『子どもの誕生』にも詳しく述べられています。文学の世界でも、ワーズワースやW.ブレイクのような「子どもを讃える歌」が現れます。V.ユーゴーもその一人ですが、彼が「コロンブスはアメリカ大陸を発見したが、自分は子どもを発見した」と述べているところにも、18世紀末から19世紀初頭にかけての社会のなかでの子どもの位置の上昇ぶりがうかがえるのです。このような動向を背景に、子ども時代に子どもらしく充実した生活を送ることを中心とした、子ども固有の権利への着眼が生まれてきます。子どもは豊かな遊びのなかで育ちます。遊びは最も自発的な活動であり、学習そのものでもあります。エミールに、「子どもは生まれるやいなや学び始める」ということばがあります。子どもにとって、学ぶということは探求的な活動であり、それは自分の世界を一つひとつ開いていく活動なのです。従ってまた、「子どもの権利」の中核は「子どもが子どもであることの権利」であり、それを守ることは、子どもが子どもらしくものを感じ、考えていく時間と空間を確保し、子どもらしさを保障するということであり、一足飛びに大人と同じ扱いを認めろということとは全く異なることなのです。

その子どもは「やがて大人になる存在」であることも確かなことです。そして、これはただ単にいまの大人に近づくことではなく、それをさらに乗り越えていく可能性をも意味しています。フランス革命期に活躍したコンドルセは、これを古い世代を乗り越える「新しい世代の権利」として表現したのです。子ども固有の権利には、子ども時代を大事にすることと同時に、それを通して新しい大人になっていくということが含まれています。子どもはまさに、未来に向かって発達していく開かれた存在なのです。そして、未来の準備のために現在を犠牲にするのではなく、逆に現在の充実こそが豊かな未来を可能とする鍵なのです。

以上のように、子どもの権利を考える前提には、子ど

もとは何かの問いがあります。そして、「子どもは人間である」「子どもは子どもである」「子どもは未来へ向かって開かれた存在である」という視点から、子どもを見る目を豊かにしていくことが大事なのです。

4. 発達とは

「子どもは未来へ向かって発達する」というとき、その発達をどのようにとらえたらいいのでしょうか。

例えば、「発達診断」というときの「発達」があります。発達診断表と比べて、進んでいる、遅れているなどといわれることもありますので、このことばに恐怖感をもっている人も多いと思います。しかし、発達ということばの意味はそんなことではありません。発達に対応し、ある意味で対立することばに「進歩」があります。これは歴史の進歩史観というように、未開、半開から文明開化へと、物事が一直線に進んでいくイメージと結びついていますが、このことばが忌避されて、近代以降は発達ということばが使われるようになってくるのです。発達(development)というのは、物事は一直線に動くのではない、ジグザグを繰り返しながら変わっていくということです。つまずいたり、後退したり、飛躍したり……幼虫がさなぎになり、成虫になり、のイメージです。子どもと教育を考えるときにも、子どもはあるときは退化にみえ、つまずき、失敗を繰り返しながら大きく飛躍するときを待っている。そんな発達のイメージが大切です。そして人間は生まれてから死ぬまで、さまざまな段階を経て発達し続けるのです。発達の段階には固有の活動や意味があり、それを保障することに、教育の目が向かわなければなりません。それぞれの段階を充実させることが、次の段階へ飛躍する力となります。現代では、親も教師も速く速くと急がせてばかりいますが、これでは「若い博士と老けた子ども」はふえても、子どもらしい子どもの発達は保障されません。また、なかなか次へと飛躍しないときにこそ、じっくりと腰をすえて待つことが大事なのです。人間はジグザグを繰り返しながら発達していくのですから、発達診断表などというものは一つの目安ではあっても、それで一律にはかることはできないのです。

子どもの発達を支えるものとして、自然、人間関係、文化の3つはとても大切です。人間は自然から切り離されては生きていけません。また親や友だちなど、他人との人間関係がなければ人間になれません。子どもの発達は「関係の発達」でもあり、大人と子ども、子ども同士の関係が豊かになっていくことでもあるのです。

さらに人間は衣食住の生活文化から始まって、音楽や書物など、さまざまな文化のなかで生きています。それぞれの発達の段階に応じた人間的な文化の働きかけや刺激が必要です。また、子どもたちは、文化から学ぶと同時に、子ども文化をつくり出していくことによって発達していくものです。

5. 子どもの権利の内容

これまで、子どもとは何か、子どもが発達するとはどういうことかについて述べてきました。ところで、子どもの権利とは、子どもが人間であることの権利を前提に、子どもが子どもであることの権利、子どもが大人へと発達する権利だということができます。人権のなかでも、生きる権利(生命の権利、生存の権利)が最も基底的なものです。そして生きているということは活動していることです。子どもの権利のなかでも、生きる権利が基底となります。そして「子どもは生まれるやいなや学び始める」(ルソー)といわれるように、子どもにとって、生きるとは学ぶ活動と不可欠のものです。子どもは学ぶ活動を通して発達するのです。学習の権利は、人間的に成長・発達する権利と固く結びついているのであり、それを単純に「学校で勉強すること」「教育を受けること」としてイメージするとすれば、それは学習権の大いなる誤解といわねばなりません。子どもの発達と学習の権利を保障する責務は、まず、両親と家庭にあり、やがて保育園や学校がこれに加わります。社会のあり様、福祉のあり様は、その全体にかかわっています。「教育を受ける権利」

という表現は憲法にもあり、それだけに子どもの権利のレパートリーの一つとして、これをあげることが多いのですが、私は、子どもにとって、より基本的な「発達と学習の権利」を確認することが大切だと考えています。そして、一定の年齢段階からその発達と学習のために必要なある部分を、学校に信託しているととらえるならば、親は子どもに代わってその教育の内容に要求を出し、おかしければ批判し、ときによってはそれを拒否することもありうるのです。そして、子ども自身も、わからない授業には、わかるように教えてほしいと声をあげる権利があるのです。子どもが意見をいう権利(子ども権利条約第12条)は、ここでも生きているのです。そのような意味からすれば、〝教育を受ける権利〟と言い慣れた表現を、〝教育への権利〟に改めることも必要となります。ちなみに外国語での表現、例えばright to educationも〝教育への権利〟と訳すべきだと思います。

6. 子どもの権利と人権

以上のように、子どもの権利の思想は、人権思想を前提としての発展形態の一つです。しかしそれは単に、人権の子ども(そして女性)への応用であり、適用であるということにとどまるものではないのです。それは、子どもをも人権の主体であると前提した上での、子ども固有の権利を主張するものですが、実はそれは人権一般の土台を強固にすることに他なりません。子ども時代の豊かな発達と学習の権利、教育への権利が保障されていなければ、労働権や参政権の意義も半減してしまうのです。ワーズワースに、「子どもは大人の親である」という表現がありますが、まさしく子どもの権利の実現こそが、大人の権利を強固なものとして、その権利を実際に生きて働く力となしうる土台となるものなのです。この意味で、子どもの権利は人権の土台であり、基底であるのです。

さらにこのような子どもの権利への着眼は、人間のとらえ方を、大人をモデルとして一般化するのではなく、それぞれの発達の段階、ライフサイクルに応じてとらえ、それにふさわしい権利の諸相を具体的に見極め、その内容を掘り下げていくという視点を用意することになります。それは子どもの権利、青年の権利、成人、老人の権利として、その固有の内容がとらえられ、その特性に応じての権利内容を含んで、人権なるものがそれらの総体としてとらえられていくことになります。

さらにまた、子どもの権利は、その実現ないしはその保障にかかわる人々の人権の状態を点検しなおす視点となるのです。親や保育者や教育者の、さらには社会一般の人権が保障されていないところで、子どもの権利だけが保障されていることなど不可能なことなのですから。だからまた、子どもの権利の態様を問うことは、その社会の人権の態様を問うことと一つのことであり、前者は後者を問う良きバロメーターとなるのです。こうして子どもの権利の視点は、人権思想そのものを豊かに発展させる契機となっているのです。

7. 地球時代の子ども観

最後に、私たちは、その視野を一国内の問題として閉じておくことはできません。大きく世界に目を向け、地球的規模でその権利のあり様を、その保障の方策を考えることが求められています。地球規模での民主化(global democratization)が実現しない限り、人類の文明の未来に希望はないのです。「子どもの権利宣言」(1959年)から「子どもの権利条約」(1989年)への発展を通して深められてきた、「子どもの最善の利益」を守り、各国の政治において「子ども最優先の原則」を実現させることは、子どもの権利と人権の思想の発達と深く呼応しており、それは人類の文明のあり様を問い直すことにつながっています。最後に、子どもサミットで語られたスウェーデンのカールソン首相のことばを引いておきます。

「子どもたちは私たちすべての未来である。子どもたちがどのように生きるか、それが人類文明全体を決定する。子どもの権利がどのように守られるかが、私たち自身の未来を決定する。」

特集

子どもの眼・子どもの声
——家庭・地域社会から

乳児院に求められる子育て支援

慈愛園乳児ホーム園長 潮谷義子（しおたによしこ）

1. 今様の子ども

「大人にはなりたくない」平成3年版青少年白書は、小学生から高校生まで、こんな思いで成長している子どもの姿を指摘している。「児童・思春期精神障害」厚生省研究班の調査は、うつ病の疑いのある小学生13%、中学生22%と報告している。文部省も平成2年度の高校中退者数は過去最多であったと報告している。

これらの数字から、少なくとも子どもたちが生き生きと、意欲にあふれた姿で存在していないことは明白である。欧米の子どもと比較すると、著しく生きがいを喪失し、強い緊張感をもちながら育っているという。進学という目標は見えていても、自分の将来像が見えていない多くの若者たちは、21世紀の日本にどんな舵取りをするのだろう。

今日の病んだ子どもの心と身体の背景に、同じように病んだ環境があり、病んだ大人が存在している。そして、大人たちの求める子ども像と、その大人に育てられた結果としての子どもの姿との落差のなんと大きいことか。

2. 3つの側面にみる子育て支援の流れ

1）日本の場合、子どもを養育する責任は、第一義的に親（家庭）にあるとされ、国、社会は養育の具体的な方法に直接介入すべきではないとされてきた。確かに、結婚するしない、産む産まないは、個人の選択である。しかし、子育てに伴う家庭生活は、その原則を私的責任としながらも、すでに限界にきている。家族による生活保障と家族関係によって期待される人格形成は、総じて不安定な状況にあるのが今日の社会である。

ここに国、社会が児童の養育責任を担う必要が生じてくる。つまり、社会的養護である。児童福祉法制定以来、狭義には入所型の施設福祉がその役割を担ってきた。その入所基準は、あくまでも親による子育て責任を第一義においた枠内のものである。しかし、今日の社会問題である出生率の低下、高齢社会の担い手、経済力を支える労働力の確保という観点から、公の責任による児童福祉サービスがクローズアップされてきた。

2）家庭機能の弱体化は、弱い存在である子どもを直撃することになった。また、家族、親族の支援を期待することが困難な結果、さまざまな育児産業を生み出すこととなった。

1975年頃から増加したベビーホテル、1989年に発

足したベビーシッター協会をはじめ、育児産業のなかに養育ニーズに応えるための新しい業種は広がり発展を遂げた。しかしながら、営利事業に組み込まれた養育機能を、真の意味で子育て支援の一翼として位置づけていいものか、疑問視されて当然である。そこで、このような新しい業種に対する公的規制が必要であると同時に、親自体への子育て支援が求められてくる。つまり、これまでの子育て支援状況は「問題発生後」の対応に力点がおかれてきたが、今後「問題発生前」の予防的、あるいは親自身の養育力を高めるための方策こそ急務と考えられる。

3）障害福祉年以後、ノーマライゼーション理念の尊重が叫ばれている。これに呼応し、福祉関係八法の改正によって、施設福祉中心から在宅福祉中心へとサービス体系の転換が求められてきた。そして、これに伴い、地域における保健、医療、福祉のネットワーク化が促された。さらに、「子どもの権利条約」を背景に、国内外から人権に根ざす子育て環境の整備が促されてきた。子どもが「保護」の対象に止どまらず、権利行使の主体として存在するために、国は親とともに児童養育の責任を負うことが求められてきている。

まさしく、1924年ジュネーブ宣言以来の理念である「子どもは、全面的かつ調和のとれた人格発達のために、幸福と愛情と理解のある家庭環境の下で成長すべきであり、社会の基礎集団としての家族が、地域社会でその責任を果たすことができるように、国は必要な保護と援助を与えるべきである」という目標に向かって、親と国は、施策の展開を求められていると言えよう。

今後、子どもを産み、育てることに伴う家庭支援体制の整備、計画が、国レベルで推進されることを期待しながら、乳児院の立場から「子育て支援サービス事業」の実際を述べてみたい。

3. 乳児院の現状と展望

全社協・乳児福祉協議会調査研究委員会（委員長・帆足英一）は、乳児院の要養護乳児の実態を歴史的に把握した。内容に触れてみよう。

（1）入所状況の変化

孤児、棄児、両親の死亡による入所が減少し、未婚の母、母親の精神疾患、次子出産、家族員の疾病が増加している。虐待児は1991年1月1日現在の在園児数に対し19.4%である。入所理由のなかでも、特に、未婚の親は若年傾向にある。しかも母親の精神障害、養育拒否という問題もある。さらに、母親の精神疾患や産婦人科系疾患の多いことは注目しな

表1. 入所施設機能拡大事業の実施状況

メニュー	実施施設数
健常児デイケア	34ヵ所(28.8%)
ナイトケア(夜間保育)	14ヵ所(11.9%)
緊急一時保護(措置外)	39ヵ所(33.1%)
病児デイケア	3ヵ所(2.5%)
断続保育(不定期保育)	8ヵ所(6.7%)

①実施施設数53施設。回答118施設
②(　)内の数字は回答118施設に占める割合
③全乳協「施設機能拡大事業調査」1991年

ければならない。

在園期間は3ヵ月未満が約4割を占め、短期化傾向にある。特に、1981年、ベビーホテル問題に対応して乳児院機能に付加された「短期入所措置（ショートステイ）」の利用は年々増加傾向にあり、1989年度には、全在籍児童数の4分の1を占めている。

家庭復帰率は6割以上に及んでいる。家族構成は、入所時、両親と生活していた乳幼児は51.4%。単親家庭は母子世帯29.1%、父子世帯9.1%となっている。

表2. 家庭育児支援サービス事業の実施状況

メニュー	実施施設数
育児相談	25ヵ所(21.2%)
電話相談(赤ちゃん110番)	22ヵ所(18.6%)
母親教室	9ヵ所(7.6%)
母と子の遊びの教室	10ヵ所(8.4%)
育児体験教室	8ヵ所(6.8%)
育児講演会	13ヵ所(11.0%)
単親家庭相談	9ヵ所(7.6%)
里親相談	33ヵ所(28.0%)
中・高・大学生育児体験教室	43ヵ所(36.4%)
お年寄りとの交流教室	10ヵ所(8.4%)
登校拒否児の受け入れ	7ヵ所(5.9%)
退院児のフォロー	26ヵ所(22.0%)
その他	10ヵ所(8.5%)

①実施施設数74施設。回答118施設
②( )内の数字は回答118施設に占める割合
③全乳協「施設機能拡大事業調査」1991年

（2）育児相談

全国乳児院の25.4%が育児相談を実施している。このなかには、〝赤ちゃん110番〟などの電話相談や来園による対応が含まれており、単に指導に止どまらず、デイケア、緊急一時保護、私的契約、通常の入所、と結果的には公的私的福祉サービスを要する場合が少なくない実態が報告されている。また、育児相談の実態から、育児体験教室、母と子の遊び、母親教室、育児講習会、お年寄りとの交流教室、登校拒否児の受け入れ、等々を実施している乳児院もある。(表1、2参照)

具体的に当園の相談内容に触れてみよう。

（例1）30代の両親と3歳、10ヵ月児の子どもがいる世帯。相談内容は、妻が職場集団検診で子宮癌を発見された。大学病院の予定で2月14日に手術と決定。夫は職業柄21時頃帰宅。保育園降園後、祝祭日、父親の出張日の子どもの養育に力を貸してほしいということであった。

（例2）1月半ば、19歳の女性とその両親の来園。女性と言うよりも〝女の子〟と言うほうがふさわしいほどのあどけなさである。しかし、明らかに妊娠体型である。就職先の経営者に犯され、その妻は半狂乱になっているという。胎児と自分の身の安全、出産後の相談であった。この相談窓口のことは、たった1回訪れた高校生のボランティアの集いで知ったという。

このほか、障害児をもつ親は、1年の育児休暇よりも1週に1日でいいから、育児から解放されたい

と訴える。また、出産退職した女性は、生活基盤であったはずの地域を知らないことから孤立化、養育疲労、就労願望を強めていた。

このように、子どもを取り巻く環境の悪化は、普遍化、拡大化している。乳児院の内と外とを問わず、家庭、地域社会のなかに派生している病理現象をまともに受けて、危機にさらされている胎児から乳幼児の存在が指摘されよう。

これまでの乳児院は親代替機能が主であったが、今日、それと共に新たに求められる機能がある。家族が問題発生要因となり、要支援状態が続いているという事実がある限り、子どもが再び復帰する家庭・地域への支援機能を果たすことが重要な役割となる。さらに、これからの支援機能の推進は、「事後問題対応型」から問題を抱え込む親、子はもちろん、地域を含んで、主体的に養育能力を回復、形成し、維持していくための視点をもつことである。

この視点に立った当園の家庭支援事業の一部を、紹介するので、参照されたい。(表3)

次に、乳児院が、従来の機能充実を前提にしながら、今後どう対応していくか、その方向性を考察したい。

4. 乳児院の子育て支援センター化構想

平成元年度、「乳児院の将来構想アンケート」及び全国の乳児院で実施されている子育て支援の事例把握調査「施設機能拡大事業調査」を全乳協・調研委員会で実施した。その結果から、次の点が指摘される。

①緊急一時保護のニーズに応えざるを得ない実態が多い……この点は、短期入所措置制度、あるいは現

表3. 慈愛園乳児ホームにおける家庭育児支援事業

〔育児相談〕

児の年齢：3歳10ヵ月	相談回数：2回
送迎者：母	
●乳児院に相談した理由：保健婦の依頼で相談を受けた。言語の検査依頼と親の育児のあり方に対する指導を行った。 ●家庭環境の状況：父の職業は会社員、母は専業主婦。 〔問題点〕姉7歳はてんかん発作があり、養護学校通学中。本児は保健所の3歳児検診で言語能力に問題あり、歩行開始が21ヵ月で遅滞と指摘されていた。近所に同年齢の遊び友だちがおらず、母親が正常発達の姿を理解していない。 ●問題点：心理検査後は、親に日常生活上の留意点を指導しフォローを保健婦に依頼した。	

〔登校拒否児の受け入れ〕

児の年齢：16歳(高校1年)	送迎者：父
期間と時間帯：4ヵ月間、9時半～18時	
●乳児院を利用した理由：医師の依頼で受け入れた。乳児の保育状況をみることを目的とした。 ●家庭環境の状況：父の職業は公務員、母は専業主婦。 〔問題点〕父親は厳格、世間体を気にする。母親はやさしいだけで、本児の自主性を無視した先取りした養育態度と思われた。 ●乳児院での過ごし方：乳児院在院児と一緒 ●問題点：特になし	

〔ナイトケア(母出張)〕

児の年齢：4ヵ月	送迎者：父
時間と時間帯：7日間、18時～8時	
●乳児院に預けた理由：母出張のため、保育所で対応できない時間を依頼された。(父親が公務員で、不規則のため夜間が対応困難) ●家庭環境の状況：父の職業は公務員、母の職業は自営業。 〔問題点〕児童相談所に短期入所の申し入れをしたが、受け入れられず、日中は保育所、夜間は乳児院に預けた。 ●処遇内容の実際：保育は乳児院在院児と一緒（保育室・寝室等)。保育者は乳児院在院児と一緒。 ●問題点：特になし	

行法の弾力運用で展開可能。行政側の改正に向けての視点を求めたい。

②利用児の年齢制限の緩和……次子出産に伴う入所依頼の多さは、少子化が急進している今日、配慮すべきニーズである。年齢の上限を現行の2歳から3歳にまで引き上げることが望ましい。

③人的環境の整備……事業展開のためには不可欠の条件である。ケースワーカー、心理指導員、男性指導員等、専門スタッフの導入。

④物的環境の整備……相談室、プレイルーム、専用電話、集会場等の設置が必要。

⑤ニーズへの対応……必要な時間帯、必要な期間、必要な場所、簡単な手続き、という具合に、即応性、利便性が求められている。

従来の乳児院機能に付加して、積極的に子育て支援を行っている乳児院は数多くある。しかし、法的、制度的体系の矛盾と切ないまでに多くあるニーズの狭間で、ジレンマに陥る施設も多い。乳児院の子育て支援機能は、養育ニーズに応えることによって内側から広げられ、その形態づくりが始まっていると言っても過言ではない。

筆者を含む全乳協・調研委員会は、今日の養育ニーズの多様化、将来に予想される社会状況等を考察しながら、乳児院の地域における子育て支援を図1のように構想している。この実現に向けて、関係各機関の知性と感性に裏付けられたバックアップを切

図1. 乳児院の地域における子育て支援センター化構想

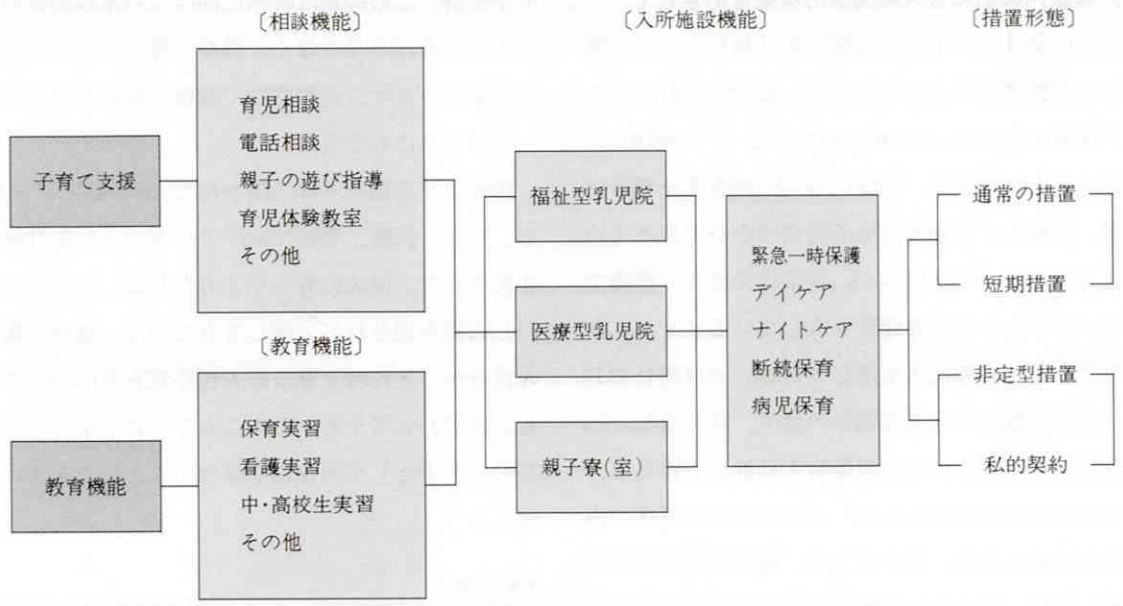

表4. 専門スタッフ教育機能の実施メニュー別施設数

メニュー	実施施設数
保育学生の実習	118ヵ所(100.0%)
保育園保母の実習	13ヵ所(11.0%)
看護学生の実習	46ヵ所(39.0%)
看護婦・保健婦の実習	9ヵ所(7.6%)
中・高校生の実習	21ヵ所(17.8%)
その他	24ヵ所(20.3%)

①実施施設数118施設
②( )内の数字は回答118施設に占める割合
③全乳協「施設機能拡大事業調査」1991年

にお願いしたい。

5. 施設内の新たな人間関係の構築をめざして

地域に向けての子育て支援に取り組むとともに重要なことは、言うまでもないが、施設内の対応である。「養護に欠ける」と判断された子どもへの援助は、入園とともに始まり、「欠けている」内容を全職員が把握、分析し、計画的に生活場面のなかで埋めていくことである。「欠けている」背景は多様で、複雑である。しかし、どんな背景を有しているにせよ、彼らが「家庭から離れて生活している」点は同じである。親子分離という人間関係の喪失、馴れ親しんだ居住空間の喪失という分離傷痕を経験した彼らに、〝人は信頼するに足るもの〟としての人間関係の再構築が求められる。だからこそ、施設は職員同志が信頼し合い、支え合い理解し合っている、ほのぼのとして、安心できる場所でありたい。

親に対する信頼関係を失った彼らは、なかなか他人に心を開かない手強い存在である。人の言い分は理解できなくても、大人の想像以上に大人の姿を模倣し、見抜いて発達する。だからこそ、職員集団が望ましい人間関係をつくりあげることが重要である。居場所をもたない子どもは、うずくまるか、脱出するしか方法がない。乳幼児期に最も重要なアタッチメントの形成は、担当制を取り入れ、1対1の関係のなかで、意図的、無意図的なかかわりをもち、子どもが安定感、信頼感を得るように配慮したいものである。

乳幼児期の人格形成を図るために、血縁を基盤にした関係から、〝人〟を基軸にした関係づくりが求められている。この意味で、ボランティアの存在は重要で、当園では、面会ボランティアの活躍がある。家庭生活を経験していない子どもたちは、家庭のモデルを得、この経験は将来に向けての家族関係のモデルになるばかりでなく、里親、養子としての生活が始まるときに、違和感なく家庭を受け入れるステップづくりにもなる。

1990年9月国連本部で開かれた「子どもサミット」で、生存、保護、発達に向けての宣言と行動計画が採択された。施設に育つ子どもたちは、これらの権利と人権を犯されて入園してきている。施設で働く人自身が、どれほど豊かな人権感覚を身につけているかが問われてくる。このことなしに、子どもの権利の代弁者としての役割を果たすことはできないと言えよう。

＊参考文献
(1)「地域における子育て支援センター化」全国乳児院協議会調査研究委員会
(2)「熊本日々新聞」平成3年12月26日、平成4年1月15日
(3)「教育と医学」1992年1月号

特集

子どもの眼・子どもの声
——家庭・地域社会から

養護施設の地域交流ホーム「樹心館」地域の子どもと福祉を支える

養護施設樹心寮 寮長 土屋方人（つちやまさんど）

地域交流ホーム設立の動機

「地域交流ホーム」の設立は、1988年9月、日本自転車振興会の補助事業に地域交流ホーム事業があり、養護施設もその該当施設であることを確認したことから始まる。

私は、児童福祉の道にあって30年余の久しい間、時が熟せば地域に開く福祉活動の拠点としての場を設定したいと思っていた。そして、「地域交流ホーム」という言葉の響きに、まさに時代の地域福祉・在宅福祉推進活動の一翼を担うにふさわしい、開かれた施設活動の拠点となるとの確信を持った。「自らの主体的な決意が事業を産む」は私の福祉信条でもあった。

事業化への短期間の準備段階で、法人理事会、そして県共同募金会、県担当課の関係者が、事業への意図を積極的に理解され、速やかに対応されたことの感激は今も胸中にあり、感謝でいっぱいである。

地域交流ホーム設立の意図

樹心会は、1945年養護施設として発足した樹心寮と、1955年発足した豊木保育園（隣接）を経営してきた。それ以来、地域住民の理解と協力で今日を迎えた。これまでに果たしてきた社会的養護・保育機能を、さらに地域社会に根づいたものとするために、時代の要求する地域福祉・在宅福祉の多様な課題を受け止め、そして、福祉追求と地域児童の健全育成や住民の福祉増進の一端を支え合う人々（ボランティア）に対して、施設機能を生かした援助活動と交流活動を広く展開する拠点として、「地域交流ホーム」を設置し、もって児童福祉・社会福祉に寄与することを目的とした。そして、1990年4月、鉄骨造2階建、延面積400㎡の建物が完成し、地域交流活動がスタートした。

地域交流ホームの運営と規程

このホームの経営主体は、社会福祉法人樹心会であるが、運営については、樹心寮・豊木保育園の職員

「樹心館」正面

及び地域ボランティアなどで構成する〝福祉ボランティア樹心会〟が当たる。運営財源は、現時点での公的助成はないので、法人事業費及び利用料収入などで充当する。運営内容については、次の運営規程で紹介することにしたい。

地域交流ホーム「樹心館」運営規程

（目的）

第1条：樹心館は、社会福祉法人樹心会の設置経営する地域交流ホームであり、養護施設樹心寮の養護機能と豊木保育園の保育機能を生かして、地域との連携活動を拡充する拠点とし、もって、地域児童の健全育成と地域福祉推進に寄与することを目的とする。

（利用者）

第2条：利用者は、利用を希望するすべての地域住民であり、利用範囲は樹心館の活動に規定する範囲である。

（活動）

第3条：活動は、次の範囲で実施する。

1、地域ボランティアの学習と提携の活動

(1)豊木地区ボランティアの発掘活動と学習活動　月1回以上

(2)町ボランティアとの提携活動と学習活動　年4回以上

(3)隣接領域ボランティアとの提携活動と学習活動　年2回以上

2、施設機能強化推進・不登校児童指導施策などをうけた福祉・教育相談、福祉援助と自立援助促進の活動

(1)通所相談・個別援助　週4回

(2)宿泊援助　随　時

(3)自立促進援助　随　時

(4)緊急託児・託老　随　時

3、福祉サービス活動

(1)食事サービスを必要とする人びとに、日常的な食事サービスの実施

①昼食を中心に提供（在宅及び通所）

②必要に応じて提供回数を増す

(2)入浴サービス（通所）

(3)自動車による送迎サービス　随時

4、地域の留守家庭児童などの援助活動

(1)幼児・学童の援助活動　随　時

(2)文化活動　週1回以上

(3)スポーツ活動　週1回以上

5、福祉専門職者養成の実習指導及び援助

対象は、短期大学・大学及び養成機関の委託による、保母・指導員・社会福祉士などの資格取得実習。

（相談・指導・援助スタッフ）

第4条：相談・指導・援助を担当するスタッフは次による。

1、豊木地区ボランティアスタッフ

(1)町社協ボランティア

(2)婦人ボランティア

(3)老人ボランティア

(4)教職経験者ボランティア

(5)学生ボランティア

(6)介護福祉士

(7)福祉ボランティア樹心会スタッフ

2、技術・専門指導ボランティア

(1)創作・絵画・習字・音楽

(2)健康促進・機能回復トレーニング

(3)スポーツ・レクリエーション

(4)一般相談・ケースワーク・グループワーク・カウンセリング

（設備）

第5条：樹心館の利用設備は次の通りである。

1、相談室・カウンセリング室・研修室・音楽室（トレーニング室）・図書室・創作室

2、宿泊室（和室・8畳2室、洋室・4ベッド1室）

3、浴室（男女別各1室・24時間利用可能）

4、食堂（12席）・調理室

5、ゲートボール・グランドゴルフ・カラオケ

（開館日時）

第６条：樹心館の開館日時は次の通りとする。

1、開館日は毎日、ただし火曜日は原則として休館日とし、定例会及び継続宿泊利用のみとする。

2、開館時間は、通常午前９時から午後８時までとする。ただし、会議室利用の場合は午後10時までとする。なお、宿泊利用は任意とする。

（利用料）

第７条：利用料は次の範囲で、樹心館案内によって納入する。（表1.参照）

1、食事・入浴・宿泊・カラオケに関する実費

2、研修室など会議・集会に関する利用料

3、文化活動などの材料の実費

4、音楽教室・学習指導など外来専門指導者によるものは別途納入

表1.利用料金

（１）図書室、創作室、相談室、カウンセリング室は無料

（２）実費利用料金

- 会議室、研修室＝１回1,000円（３時間）
- 食事＝朝食300円、昼食450円、夕食450円
- 入浴＝１回100円
- 宿泊＝１泊１人500円（入浴料を含む）
- カラオケ＝１曲100円（ただしクラブ利用は別）

地域児童のグループ・カウンセリング

5、相談・カウンセリングなどは無料

（行事）

第８条：樹心館の行事は、年間の社会暦にそって計画し交流の機会を提供する。

（広報）

第９条：樹心館活動に関する広報は、「樹心館だより」に掲載のほか、随時「樹心館ニュース」として提供する。

（運営委員会）

第10条：樹心館の運営委員会は次の構成による。

1、運営委員10名を次のように選任する。

(1)福祉ボランティア樹心会代表　２名

(2)地域ボランティア代表　２名

(3)技術・専門指導者代表　２名

(4)定例利用グループ代表　２名

(5)樹心会事業担当理事　２名

2、運営委員会は年４回開催し、その運営には事業担当理事があたる。

（運営財源）

第11条：樹心館の運営財源は次の通りとする。

1、利用料収入

2、樹心会事業費

3、その他

（事務・会計）

第12条：樹心館の事務及び会計は、社会福祉法人樹心会事務局が担当する。

（改正）

樹心会運営規程の改正は、運営委員会の発意と改正案にもとづいて、樹心会理事会で審議改正する。

付則

1、この規程は、平成2年4月1日から実施する。

ホーム利用の子どもや人々の声

子どもの声

●「おじさん、図書室にマンガ本がないよ。いまはマ

ンガが常識だよ。」

●「おじさん、カラオケの新曲入っている？」

●「お母さんがいいと言ったら、夏休み合宿してもいい？」

●「おじさん、樹心館の音楽教室に行くようになったら、履物が揃えられるようになったね、とお母さんにほめられた。」

●「今度テレビゲームのカセットもってきて遊んでもいい？」

●「宿題もってきたら、教えてくれる？」

●「樹心寮の子知っているから、寮のほうに行って遊んできてもいい？」

これらの声は、来館する子どもたちの一部の声である。樹心館の開館に当たって、モットーとしてきたのが、利用範囲はごく自然の利用状況のなかで、来館する子どもたちや人々が教えてくれる、であった。事実いまの利用範囲と状況は、その答を人々が出し合ってくれている。利用者サイドで、主体性をもって選択的に利用方法を示し合うことは、まさに自然な参加交流の輪の広がりの意図に合致するものである。これからもそのことを大切にして、あえて意図的かつ押しつけ的参加要請にならないようにしたい。

人々の声

●「ここでは、町の公民館と一緒でアルコール類は持ち込めないかね？」と老人クラブの役員の声。

＊答「それはご自由にどうぞ、こちらにも用意してありますから。」

●「先生、法事に集まってくれた親戚を泊まらしてもらえないでしょうか？」と団地住いの地域の人。

＊答「居室が空いている時は結構ですよ。」

●「団地なので、クラシック音楽を聞く会をしていても、ボリュームをあげられない。プレヤー一式持ち込みで定例会をお願いしたい。」……＊実施

●「となりの町の小規模作業所の誕生会をしたいのですが、その時あまり清潔でない人がいますので入浴の世話をしたい。入浴利用はいいですか？」

＊答「どうぞどうぞ、男女別に２室ありますので、風呂に入ってさっぱりして、誕生会のパーティーをされたらどうですか。」後日、作業所の皆さんと職員方15名が来館、カラオケもされて一日楽しく過ごされた。それが契機となって、作業所通所者（母親）の５人の子どものうち小学児４人（１人は、精神薄弱児施設入所予定児だった）が揃って入所した。現在は、樹心寮から小学校の福祉学級に４児が通学している。これまで樹心寮が目指してきた「多目的養護機能」の発揮の一面が、結果として生かされてきている。

●「私は、県福祉事務所の家庭児童相談室の担当者ですが、先生の町の隣町の中学校で、不登校状況が

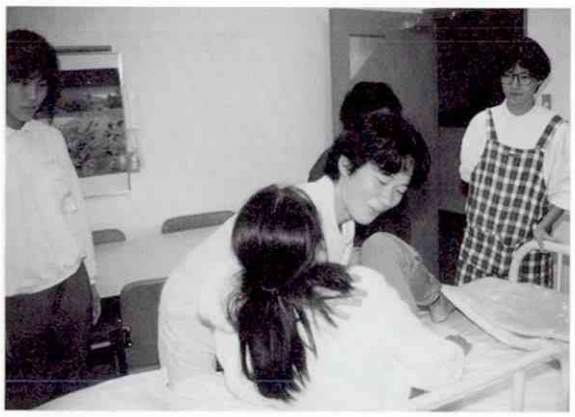

介護福祉士（樹心寮保母）による介護講習

改善されない生徒が5名います。訪問指導だけでは限界があるので、いい方法はないでしょうか?」

＊答「その生徒の中学の了解と親御さんの希望があれば、生活環境を一時的に変えることは、子どもの体験として好ましい場合もあるので、子どもだけで無理の場合は、親御さんも一緒の家族合宿でも受け止めますよ。カウンセラーもいますので、お相手もできますよ。」このことが発端となって、女子4名と母親の代表による、自主的な生活リズムを取り戻すための体験合宿が実現した。その発展が、国で施策された〝養護施設不登校児童指導〟指定施設への歩みとなった。

樹心館の課題と方向

1、専門的養護機能をベースに、どこまで地域の児童福祉・社会福祉の実現への機能提供ができるか。

2、多様化する養護課題や住民の福祉課題に対して、専門的技術のある職員のサービスと援助活動を実践できるか（専門家のするボランティア活動）。

3、樹心館を拠点とする、施設福祉と在宅福祉の連携と連動（樹心館のテーマ〝連心通心〟の実現）。

4、人的・財源的基盤の充実を図る努力と運営基盤の確立。

5、住民の主体的参加と活動のための地域福祉拠点とすることができるか。

このような課題はあるが、今後も地域に開かれた福祉活動の拠点として、その活動を充実させていきたい。

表2.「樹心館」利用状況

（1991年1月1日～12月31日）

利用内容＼利用者		児童	学生（高校生以上）	一般	障害児（者）	老人	計（人）
利用目的	宿泊（①実習生 ②スポーツクラブ ③その他）	(70)	① 721 ② 11	③ 154		10	966
	定例会（ボランティア 任意研修グループ）			45 347	130		522
	親の会			57			57
	料理講習会			70			70
	音楽愛好会	(60)		68			128
	スポーツチーム例会			84			84
	音楽教室（週4回）	1,411 (268)					1,679
	計	1,809	732	825	130	10	3,506
利用場所	図書室	120 (144)		53			317
	研修室	1,225	721	411			2,357
	創作室	(210)		72			282
	食堂等	(70)	11	205		10	296
	居室	〔(70)〕	〔732〕	〔154〕		〔10〕	〔966〕
	カウンセリング室（定例）	(20)			130		150
	相談室	(20)		84			104
	計	1,345 (464)	732	825	130	10	3,506

（　）内は樹心寮児童、〔　〕内は重複利用

特集

子どもの眼・子どもの声
――家庭・地域社会から

地域、家庭における子どもの生活と権利

児童委員の目から

愛知県民生・児童委員連盟会 会長 浅野宮一（あさのみやいち）

地域と行政のパイプ役

現在、厚生大臣より委嘱された18万4,000人の民生委員が児童委員を兼ね、次代を担う子どもの健全育成のための活動を日々展開している。子どもの置かれている環境は都市と農漁村、あるいは山間部、またその規模によっても違うので、その活動は、全国統一の目標を掲げて行う組織的なものと、地域のニーズに応じて行うもの、さらに個別の相談・指導と、多岐にわたっている。ほかにも、行政への意見具申の効果を一層高めるために、各種団体との協働活動を積極的に展開している。例えば、過去においては、〝丈夫な赤ちゃんを育てよう〟の運動を通じて母乳の見直しを推進したこともあり、幅広い分野で成果をあげてきた。

今後は、昨年改正された社会福祉法を受けて、福祉施策を積極的に展開しようとする気運が自治体に高まっており、児童委員としても、出生率低下の問題を含め、地域のニーズに合わせた、より活発な児童福祉活動が見込まれる。

子どもの夢を見落とした結果

そうしたなかで、「子どものために」の考えのもとに、昭和40年代から50年代にかけて、チビッ子広場や児童公園など児童のための施設が数多くつくられたが、そのほとんどが大人の発想であった。ステンレス製で見栄えはいいが、夏の炎天下では熱くて滑れない滑り台があったり、キャッチボールや自転車遊びを禁止しているところが多く、そういうところでは閑古鳥が鳴き、雑草が生え、逆に路上遊びがふえている。当然、児童の施設は「子どものため」につくられるのであるが、そのほとんどが大人の発想でつくられ、子どもの小さな夢や子どもの声が見落とされていたことを、公園の雑草は物語ってはいないだろうか。

私にも、子ども時代の思い出は数多くある。そのひとつにこんなことがある。小学校6年のとき、自ら素晴らしい出来だと自信をもって、綴り方(作文)

児童室で

を提出した。きっと〝甲上〟最高の成績だろうと期待していたのだが、先生に赤インクで「自分の力で書きましょう」と書かれて返されたのである。「自分で書いたのに……」と、複雑な思いで、本当に悲しかった。のちに、その先生が教育長、私が少年センター会長という立場で出会ったときに、その話をした。先生は「全然覚えがないな。あんた、執念深いなあー」と言い、過ぎし50年前の子ども心を苦笑し合った。

得てして、大人は自分の価値基準に照らして子どもの行動や生活を評価する。そして、その評価に対する子どもの気持ちにまで思いを寄せることは少ない。そこで、ここでは地域に密着した児童委員としての活動を通して出会う子どもと大人の「小さな出来事」に目を向けてみよう。その出来事を通して、いま子どもが地域社会や家庭においてどのような環境下に置かれているかを知ることができ、さらに彼らの夢や宝物をどのようにして守り、育てていけばいいかを知ることができると思うからである。

子どもの気持ちを汲みとれない若い母親たち

自分の意思を言葉で伝えることのできない赤ちゃんや幼児に戸惑い、子育てに不安を抱いている若い母親が核家族化に伴いふえている。児童室に遊びに来る若い母親と幼児を見ていると、子どもの意思が通じない親が多いのに気づかせられる。

子どもは、ここで遊ぶときは母親が自分のために時間を費やしてくれるのだ、と思っている。「お母さん、絵本読んで」「いいよ、どんな絵本かな？」「ブロックで何作ろう」「お母さん、手伝って！」このような温かい親子の触れ合いがあちこちで見られる。

しかし、「お母さん！」と呼ぶ子どもの声に、すぐ返事をしているだろうか。また、子どもが何かを言おうとしているのに、わかってやろうとしているだろうか。言葉だけが気持ちの表現ではない。泣いたり、怒ったり、笑ったり、癇癪を起こしたりというように、いろいろな行動で、子どもは自分の気持ちを訴えているのである。

ところが、「この子は、泣けば我を通せると思ってますわ。いやになってしまうわ」。こんな母親の声をよく耳にする。果たして、本当に困った子どもなのだろうか。子どもにしてみれば、泣かないと、母親が自分に注目してくれない、言うことに耳を貸してくれない、という経験がそれまでにあったはずである。例えば、「お母さん、これ折って」と子どもが折り紙を差し出したのに、「ちょっと待って、あとからね」と答えて、そのままにする。「お母さん、まだー」「ちょっと待って、あとからね」こんな会話を繰り返す。子どもは待ち切れず、「お母さん、まだー」と執拗に言う。母親は、「もう、うるさい子だね。もうちょっと、と言ったでしょう」と、しまいには怒ってしまう。母親は、わーん、わーんと泣く子どもを叱りながら、折り紙を折ってやる。これでは、子ど

チビッ子広場で

もは折り紙を折ってもらったことよりも、怒られたことのほうが悲しくて、泣き止まない。「いつまで泣いてるの。せっかく折ってあげたのに」の言葉に続いて、「かわいくないわね。あんたはいつもこうだから」と、昨日のことまで並べ立てる。

書店には育児書がいっぱい並び、ラジオ、テレビ、新聞では子育てに関する記事が毎日のように取り上げられる。ところが、若い母親は、教科書通りではない赤ちゃんの個人差に対応できず、保健所や電話相談の窓口を賑わしている。その上、いい子に育てたいと願うあまり、「子育てはむずかしい」という意識に陥っている向きがあるように思われる。

このような母親に向けて、子どもとの接し方を具体的に学び合う「親子教室」を増設して、指導者をふやすとともに、〝地域の子ども〟をみんなで育てるという住民の連帯意識の醸成と協働活動の組織づくりが必要なのではないだろうか。

大人の都合で失われていく子どもの遊び

子どもたちに遊びを通して貴重な経験をしてほしい。――そうした願いは、何年も前からあるにもかかわらず、高学歴志向の結果生じる受験戦争、経済を優先した地域開発と都市構造の変化等によって、子どもたちは、遊ぶ機会と場所をことごとく奪われてしまった。

私の住む地域に、人家からあまり離れていない山麓に低学年用のキャンプ場がある。そこには周囲1,000メートルほどの池がある。あるとき、街頭補導でそこに行ったところ、十数人の子どもたちがあちこちに分散して釣糸を垂れていた。池の周りのそこかしこに「危い！　よい子はここで遊ばない」という絵入りの看板が立っている。「君たち、この看板に何と書いてある？」と尋ねると、一人の少年が大きな声で読んでくれた。「さあ、危いから早く帰りなさい」と促したところ、「おじさん、僕たち遊んでなんかいないよ。魚を釣っているんだよ」という声がはね返ってきた。大人の都合によって、地域社会の片隅に追いやられてしまった子どもたちの哀願と憤慨にも似た言葉にハッとさせられた。子どもたちの目は一様に、浮きの一点に集中している。その真剣な表情を見たら、私はそれ以上何も言えなかった。「池に落ちないように気をつけてな」。やっとのことで、その言葉を残して帰った。

その後、役所に赴いて、毎年各小・中学校のＰＴＡの協力で立てている「危険箇所の看板」の表現の見直しと、その池に釣り場をつくる提案をしたが、担当者は容易に腰を上げてくれない。「万一、池に落ちたら大変で、その責任を…」の一点張りである。ボランティアが引率中の事故による親からの訴訟問題が近年各地で起きていることからすれば、行政の立場も理解できないことはない。しかし、あの子どもたちのまなざしを思い出すと、私は何としても釣り場をつくってやりたいと思った。

「大人はどうだ。数え切れないほどの快楽天国があるのに……。いまどれだけ多くのゴルフ場があると思うか。毎年登山による事故が絶えなくてもますます活況を呈している。船での海釣り、競輪、競馬。夜はバー、スナック、カラオケ等々……」。このような話題まで引き合いに出してねばった結果、その池の周囲に桟橋が設けられることになった。子どもたちの楽園のひとつが実現したのである。

それから数年後に、別の池の禁止看板が外され、

市費を投じて釣り場ができた。休日には、家族連れが釣り糸をたれてはしゃぐ声が一日中聞こえている。今日までの十数年間、事故はなかったが、万一のときにと、4、5メートルおきにつけたロープが命綱の役目を果たすことを常に念じている。数少ない立派なものより、安全対策を取り入れ、そのうえ自然を残した遊び場が数多くできることを希望している。

釣りができるようになった池で

懐かしく思い出す私たちの子ども時代は、あちこちの池や河川で泳ぎや釣りを楽しんだ。年長の子どもと一緒に行くことだけが学校からの注意事項であった。親もそれでよしとしていたし、水死事故は非常に少なかったように思う。池や川でおぼれかけて、年上の子どもに引き上げてもらったり、逆に助けたりといった体験を積みながら育った。今日のような立派なプールはなかったが、泳ぎの達者な子どもがほとんどであった。このような遊びを通して、年齢が2、3歳離れている子どもとの交流は常にあり、子ども同志によって育てられた。大人の監視は無用であった。遊びのなかで育んだ知恵、発想力、忍耐力は、のちのちまでいろいろな場面で生かされた。遊びの体験がいかに大きなエネルギー源であったか、懐かしく思い出される。

池の禁止看板も、「子どものため」にとられた措置であるが、大人の判断で〝危険〟としたものに、子どもを近づけさえしなければ万事よし、としてきた結果、子どもから遊び場を奪ってしまっていたといえる。子どもにとって魅力ある遊び場づくりが今後も続けられるだろうが、これらのことを反省しながら、地域への気配りをすることが大切だと思う。 このようなことを地域懇談会で話すと、若い親の目も輝くが、実践に移るまでの道のりはまだまだ遠いと感じる。学校の週休2日制が実施されると、児童、生徒が地域で過ごすための方策が重要課題となってくる。週休2日制を取り入れる企業がふえているが、それによって生じる大人の余暇を、地域の子育てに当てるための組織づくりを、保育所や小・中学校と連携しながらすすめるなど、学校―家庭―地域の連携活動も重要だと思う。これには、まず大人の意識改革が強く求められるところである。

親は心にゆとりを

先日北陸のある県で、親子関係のほほえましい情景を思わせる中学生の話を聞いた。

中学2年生の三郎君（仮称）は夏休みに宿題の社会科研究で、これぞという題材が浮かばないまま、数日が過ぎた。あせればあせるほどいい案が浮かばなくて、溜め息をつきながら横になっていた。突然、いつものごとく、「三郎、またお前寝ているのか。宿題はできているかい」に続いて、「しっかりしてちょうだいよ」という母親の甲高い声が飛んできた。そ

の瞬間、三郎君の頭のなかに閃いた。「よしこれだ」と思いついた題材が、なんと「いつもいつも、毎日毎日、よくも飽きずに続く母のログセ」であった。

三郎君は立ち上がり、買ってもらったばかりの小型録音器を手に、「母のログセ」の録音を開始した。朝の「おはよう」から夜の「お休み」まで、21日間の録音である。どこの親でも、小言の数が相当数になることは容易に想像できる。ここに目をつけた三郎君にアイデア賞をやりたくなるのは、学校の先生ばかりではないだろう。この研究は、校内の研究発表会で最優秀賞に輝いた。「いったい何を研究したの？」と母親に尋ねられた三郎君は、「母さん、怒っちゃいやだよ」と念を押して母親に話した。それは、録音から、母親の言葉を分類したものである。母親がよく言う言葉は、

①「三郎、早く勉強してしまいなさい」（特に興奮したとき。毎日）

②「せめて1時間でもいい。身を入れてやりなさい」

③「隣のBちゃんを見なさい。宿題のほかに予習をやり、その上塾まで行っているのよ」

④「毎日毎日同じこと言いたくないよ。あんたのためを思って言っているのよ」

⑤「お父さんが帰ってきたら、言いつけるわよ」

の順だった。

これをまとめると、喜びの言葉：15%、叱りの言葉：72%、あわれみの言葉：2%、楽しみの言葉：11%となった。

お母さんはその結果を聞きながら、肩の力が抜けていくのを感じたそうである。そして「上の2人の子を育てるときは全く気づかなかった。三郎、あんたが一番上だったらなあ」としみじみ反省したという。そして、その後の発表では数字を次のように換えるように、親子で話し合ったという。喜び：20%、叱り：62%、あわれみ：2%、楽しみ：16%。

温かい親子の絆が感じられてなかなかおもしろい。親も自らの姿を律する心で子どもに接することが、いかに大切であるかをしみじみ感じさせられた。

このような録音を逆手にとって、親に対して「子どもにも言い分があるんだ」などと開き直ったりする子どもは少ないだろうが、黙っている子どもにだって、腹のなか、胸のうちに、親の小言にお返ししたい憂さが積もっているかもしれない。例えば、「お母さん、何しているの。早くご飯の支度をしてよ」「何？　またハンバーグか。お昼も即席カレーじゃないか。こんなのばかりでだめだよ」「この味何？　隣のおばさん真心込めてつくるから、とってもおいしいし、その上料理教室にもときどき出ているらしいよ」「毎日こんなんじゃ、お父さんが帰ったら言いつけてやる」……。

そんな子どもたちの声なき声をときには思い浮かべてみてはどうだろう。そして、台所で一人、クスクス笑いを楽しむくらいの心の余裕がほしいと願うものである。

私はときどき先生を対象に講演を頼まれるが、そのときは「子どもの心」に触れて話をする。期待した点数が取れなかったときのこと、川で友達と遊んだときのことなど、自分の子どものころを懐古して子どもの心に戻ると、子どもと同じ目線で考えることの大切さを感じる。そうすることによって、子どもの夢、子どもの宝物が何であるか、を知ることができるからである。

特集

子どもの眼・子どもの声
——家庭・地域社会から

長時間保育と子どもの心

日本総合愛育研究所主任研究員 望月武子（もちづきたけこ）

1.高まる長時間保育へのニード

女性の社会進出はめざましく、働く女性が半数を占め、このうち有配偶の女子雇用者は約6割に達している。このような状況にある現在、結婚し家庭をもっても仕事を続けることは当然のこととなり、出産後も仕事を続けようとする母親が今後も増加するであろうことは推測に難くない。

現在、0歳から6歳までの乳幼児をもつ母親の就労率は約35%であり（子どもの年齢にともなってこの割合は上昇する）、7歳以上の子どもをもつ母親の就労率61%と比べて大きな差がある。子どもが小さい間は、仕事をやめ子育てに専念するという親の意識もあろうが、仕事を続けながら幼い子どもを育てることに幾多の困難があることを物語るものでもある。

一方、働く母親の約半数を常勤者が占め、常勤者の約7割が8時間以上の勤務になっていることや、夜間まで働く母親の存在、子どもを家庭外、あるいは家族以外に預けている状況などの現実をみると、働く母親にとって、仕事と育児の両立は大きな困難をともなう課題となる。両立させるためには、子どもの保育をどうするか、厳しい解決を迫られることになり、家庭外保育や長時間保育への要求は、今後さらに増大していくものと考えられる。

2.長時間保育の子どもへの影響

長時間保育が子どもに及ぼす影響については、視点により、好影響がみられたとするものもあるが、比較的大規模な研究は、乳幼児の心身の発達、とくに行動、情緒面でマイナス的影響がみられることを指摘している。「長時間保育が子どもの心身に及ぼす影響（1968年）」や、「長時間保育を実施するうえで配慮すべき条件について（1974年）」という、日本総合愛育研究所で実施した調査研究がある。通常保育の子どもと比べて問題行動が多く、集中力、持久力の機能低下があること、家庭の生活時間が制約され、あわただしく余裕のない生活になって、親子の交流をはかろう、楽しい家庭の雰囲気をつくろうと配慮する意識は高くても、実際の生活では短時間に集中してくる家事雑事に追われて、子どものペースに合わせられない、子どもの気持ちを考えるゆとりがもちにくい状況にあること、子どもには、顕示性、退行性、自制力、情緒の安定性について問題傾向がみられること、などが報告されている。

夜間に及ぶ長時間保育が、子どもの心身の発達に及ぼす影響について、全国社会福祉協議会、全国夜間保育連盟が行った研究（1989年）も上記とほぼ同様の結果を示していた。

これらの研究結果は、長時間保育は子どものために好ましくないこととして、仕事をもつ母親の増大する要求とはうらはらに、長時間保育を否定する力になって、その積極的な推進を阻んだことは否めない。

また、1981年から制度化され実施された延長保育の保育効果については、好ましい保育のあり方を目指して、子どもと親への影響を調査研究している。（日本総合愛育研究所、1984年）

ここでは、子どもの気になる行動は、延長保育に積極的な取り組みを行い、専従保母を配置したり、延長保育時を子どもにとって楽しい時間にする配慮など、保育者の姿勢により減少する傾向を窺うことができた。また、子どもにとって良かったことがあるという割合も、延長保育に、より積極的な姿勢を示しているグループのほうに多かった。これらのことから、子どもに及ぼす影響をどのように見るかは、延長保育に対する保育者の考え方や関わり方と関係しているといえる。

一方、多くの保育者が、延長保育に便乗して親の姿勢がルーズになる、子どもとの接触不足、親の自覚や責任感を薄れさせる惧れを指摘しているなかで、延長保育に積極的な立場をとるグループでは、少数ではあるが、親と保育者の役割が明確になり相互理解と信頼感を強めた、育児意識や家庭生活の改善があった、としており、親が支持され受け入れられることにより、育児へ向かう力を強められることを示していて、親への指導の可能性も見い出されている。

3.長時間保育はどうあるべきか

社会的にも家庭的にも長時間保育の必要性は高まり、保育を受けなければならない子どもが増えている現実がある。家庭生活の安定がなくては子どもの生活は安定しない。母親が他から強制され制約されて、自分らしい生き方を捨てて子育てに向かっても良い子育てはできにくいなど、いずれも確かな事実である。子どもを預けて働かざるを得ない母親、仕事で自己実現したいと望む母親など、母親の立場から、あるいは社会的な問題として、仕事をしやすい状態をつくる。そのために、長時間保育も現実的な問題とし、必要なものとして肯定し、積極的に進めていく。その方向を頭から否定するものではない。しかし、そういう動向の陰で、主張の弱い子どもの立場が二の次にされるなど、子どもへの視点がおろそかにされることがあってはならない。

また、長時間保育が子どもの心身の発達にマイナス的な影響を及ぼす危険性があるという従来の研究結果は、時間の長短や、家庭保育と施設保育の違いによるものだけではなく、保育の質に関係するものである。従って、質的な吟味が必要であるという指摘はもっともなことであり、ぜひそうあるべきだと願っている。しかし、マイナス的な影響が見られたという事実まで否定し捨て去るのではなく、問題点を十分に浮き彫りにして、それをふまえて改善に向かっての吟味や努力が必要である。

今、長時間保育の実施について、実施側も親も、改善、充実への意識は高まっている。しかし、多忙な生活や、厳しい勤務条件のなかで、保育者も親も自分の立場や状況に流されやすい危険を含んでおり、対応の難しさがある。大人の側からの必要だけでなく、子どもに充実感のある安定した生活や、広く農かな経験を保障するためには、保育の場だけの改善では済まされない多様な問題を包含している。質的

な改善が後手に回り、改善が遅れたまま、当面の急務として長時間保育が推進されること、もっとはっきり言えば、大人の都合が先にあって、そこに子どもの生活が合わせられていくことがないよう心配するのは私の杞憂であって欲しい。

4.望ましい発達を保障する

子どもへのマイナス的な影響を最小限に抑えて長時間保育を実施するためには、保育者の配置、保育の形態や内容、場の設定などを考慮しなければならない。しかし、より本質的な問題であり、最も大切なことは、子どもの保育にかかわる保育者、親が保育をどうとらえ、子どもにどのように接するかであり、このことが子どもに与える影響は大きい。長時間保育であるか否かを問わず、子どもの発達にかかわる大人としてどのような役割を果たすか、が基本でなければならない。

また、家庭保育と施設保育を対比させて、どちらが良いか悪いかではなく、それぞれのもつ特徴や良さを生かし、親と保育者が協力して、互いに相補的な機能を果たすことが必要である。

5.大人のもつ意味

豊かな心をもった人間として育てていくという視点に立てば、母親と子ども、保育者と子どもの関係に、子どもにとっての大人の意味や、大人としての役割には本質的な違いはないのではないだろうか。だから保育者が母親の代替を果たせるというのではなく、親も保育者も長時間保育のもつ意味をどうとらえていくかということに関連してくる。自分が子どもに関わりながらこれでよいのかと、常に疑念や不安を抱きながら接するのでは、子どもに安定感をもたらすことはできない。また、問題があれば、その原因を他者へ転嫁することになりやすく、状況の改善はむずかしいだろう。

6.子どもが自己存在感を実感できる大人

子どもは自分の存在が肯定され喜ばれていると実感できるとき、依存できる大人との関係に支えられて、安心してのびのびと活動し自分を表現して、確かな自我を形成していく。大人から見守られしっかり受け止められている、大切にされているという実感は、自分に暖かい目が向けられている、行動が承認されている、快い情緒的な交流があるなど、個人的な配慮を重視することにより、日常的な関わりのなかで大人の心遣いを感じ、心理的な満足を得て感じるものである。そして、それは子どもの主体的な活動の基盤になって健全な発達を促していく。

大人と子どもの関係は、大人が教え、世話をする対象として子どもをみるのではなく、子どもは独立した自我をもつ一人の人間であり、主体と主体の関係である。このような認識にたって、信頼され、心が通いあい、子どもが安心して育つ関係を築き上げることが必要である。

7.子どもの心を見ようとする大人

子どもの示すさまざまな行動を心の表現として、何を感じ何を訴えているか、子どもの側に立ち、行動の内側にある心にふれて理解しようとする姿勢をもつことが、子どもに関わる大人の役割である。大人の願いを先行させ、社会的な枠組みに当てはめて子どもを見ようとするのでは、子どもの心は見えな

い。大人の気持ちに敏感な心をもち、おかれた状況に適応する力をもつ子どもであるだけに、失望し、あきらめ、我慢することも珍しくない。このことへの配慮を欠くと、子どもに不当な圧力をかけ緊張を強いることになりかねない。一人ひとりの子どもの行動のなかに表現されている思いを理解する心と、子どもの気持ちに共感できる感性が大人に求められている。

8.発達の場としての環境

長時間保育を考え、子どもに充実した生活を保障するためには、保育の場だけの問題としてとりあげていくことは適当ではない。子どもの生活全体から活動の流れや生活経験を見通して、日中、家庭での生活がない、親子のふれあいがない状況のなかで失っているものが何かを理解する。そこには生活基盤の安定性、交流によって得られる学習、生活経験の広がり、健康面など、長時間保育児の共通な問題と共にその家庭や親子がもつ個別的な状況もあって、保育所の生活だけでは解決し難い問題がある。

9.家庭生活や親の役割の強化

保育所は、親と共に協力して子どもを育てる場として、また、親が親らしく育つ場として重要な役割がある。園任せになる、親としての意識が乏しい、と親の責任を追及して要求を押し返すのではなく、手をさしのべて受け入れることによって、親は安心感をもち保育への信頼を深めて、協力的になることができる。親も長時間保育の子どもへの影響を心配している。父親の育児参加も含めて、どうしたら親としての役割や行動を発達させられるか、親が子どもの立場に立って自分自身のことを考えられるかを常に留意して、親との接点をもち、話し合って、信頼関係を築いていくことが必要である。

「親の行き届かない面を見ると子どもへ目が行かなくなる」「子どもにプラスになった面に目を向けないと親の意識が変わらない」ともに延長保育の実態をみるために保育所を訪問したときの園長のことばである。子どもを大切に思う保育者の暖かい目があり、保育者の支持と交流によって、親も子どもへの配慮、努力を広げていく。親としての役割や家庭保育の重要性への認識を高めるのも「努力を欠いたら問題は子どもに返る」という真摯な保育者の姿勢に負うところが大きい。

ここでは保育の本質的な問題として、子どもの心の健全な発達に向けて、大人の関わりを中心に述べた。保育者も親と同じ問題を抱え悩みをもつ存在である。親や保育者が安心して仕事に向かい、子育てに向かうためには、背景にある育児期間中の女性の就労や労働条件など幾多の問題の解決が必要である。4月から育児休業法が施行され、母親の子育ての状況にわずかながら変化が見られるだろうが、反面で仕事と育児のはざまで葛藤を強める危険性がないだろうか。

特集

子どもの眼・子どもの声
——家庭・地域社会から

病児保育
その現状と今後の課題

全国病児保育協議会会長
保坂小児科院長
保坂智子（ほさかともこ）

はじめに

働く若い父母にとって保育所に預けてあるわが子の病気のときほど困ることはない。現行の国の保育指針では「健康な子どもの措置」のみが対象となり、体温が37.4ないし37.5℃では発熱としてすぐ職場に連絡が入り、「急いで子どもを引き取るように」と呼び戻される。勤務先で「保育所から電話」と呼ばれると、体が縮むという若い父母は多い。夜間の子どもの急な発熱に取りあえず解熱剤を使って、あるいは手持ちの薬を飲ませて翌朝そのまま保育所へ連れていく、これを2晩も3晩も繰り返す両親もある。親としても、仕事を休めぬ辛さ、苦しさは如何ばかりであろうか。子どもの病気も悪化し、あるいはもう一日ゆっくり静養させればすっきり症状は回復するのに、不安定なまま両親の都合で保育所へ行かせ、ぶり返させる例も枚挙に暇がない。子どもは病気をしながら育つもので、感冒、扁桃腺炎、下痢、おたふくかぜ、麻疹（はしか）、水痘、とびひと感染を繰り返しながら力をつけて育ってゆく。

女性の高学歴化、ライフスタイルの変化などから働く女性の増加が著しく、結婚後も社会の要請に応えて責任の重い仕事につく女性は多い。本年4月より育児休業法がスタートするとは言うものの、現実には働く女性の激増や働き続けねばならぬ女性、そして責任の重い職場のため十分な休業期間の取れない女性も多く、育児休業法の法制化と共に、病児保育もぜひ国の手で制度化されなければならない。むしろ昨今の現実では、産休明けを待って入所する乳児たちが非常に増加している。生後2～3ヵ月児の病期の専門的な看護の重要さを、病児保育室内で痛感するこの頃である。

1．全国病児保育協議会の設立

こうした現状から、国は平成3年5月、病児保育の研究班（小児有病児デイケアに関する研究班・帆足英一班長）を発足させ、病児保育の実情の調査、研究を開始した。また平成4年度には、パイロット・スタディとして、数ヵ所の乳児院において病児保育を試行することになった。

これを受けて、当初、既設の病児保育室13施設（現在15施設）が中心となって全国病児保育協議会を設立。より一層充実した病児保育を展開するために、研究に協力しながら、協議会としても国に要望書を提出し、その制度化に向けて努力することになった。地域的には、青森1、東京都2、大阪8、岡山1、広島1、大分1、愛媛1の15施設である。大阪地区

は病児保育の先進地区として8施設を数え、近畿ブロック集会なども開かれ、看護者、保母、利用者父母、との学習交流も盛んである。23年前、枚方市において始まった病児保育が地域の働く父母を扶け、医師会・行政もこれを理解し支援してきた。この実績が近畿他市にも認識され、関西地区では活発な開設の展開となったものと思われる。

上記15施設の開設の形態は、診療所併設型8施設と保育所併設型5施設、単独の病児保育室2施設となっている。直接医師の診療・指示を受けられるものは診療所併設型を含め計10施設、契約医師による指導・指示の受けられるもの3施設、その他単独に父母の自主開設2施設となっている。しかし、自治体より委託金・補助金を得ているものは5施設にすぎない。病児保育がかなり専門的な施設及び医師、看護婦、保母の確保を必要とすることなどを考えれば、どうしても国及び自治体の助成、援助がなければならないと思われる。その運営の安定のため、共済会形式あるいは会員登録形式をとっているところが10施設となっている。

定員は10名前後が10施設、15名以上2施設。その他はほぼ5名前後である。利用年齢は、いわゆる産休明けの3ヵ月未満からが2施設、最年長小学3～4年生まで可、が3施設、6歳まで、無制限が1施設、その他は3～4ヵ月以上となっている。保育時間は、ほとんどの施設において開始が7時半～8時で、終了は平日6時～6時半、土曜日2時までが5施設、6時前後が5施設である。こうして病児保育室でデイケアを受ける子どもの平均入室日数は、3日前後となっている。また病中の急性期と回復期を対象とした全病期のデイケアの可能な保育室は、診療所併設型の8施設、病後の回復期のみを対象とする保育室が6施設となっている。共済会費（登録料）及び1日の利用料金については、自治体からの助成の有無により大きな開きがみられ、助成のある施設では1日400円～1,500円まで、助成のない場合では1,000円～5,000円に及ぶ。

●全国の病児保育室

平成3年10月1日現在

2．枚方市の病児保育

1958年（昭和33年）秋、ちょうど京都と大阪の中間地点の枚方市に、住宅都市整備公団の手により両市のベッドタウンとして香里団地が戸数約１万戸、３万人の規模で開設された。若い入居者が多く、ほぼ団地の完成する1961年、団地内住民の市民運動的な要望もあって、団地内に公立保育所（香里団地保育所）が新設された。その半年後、利用児の父母たちのさらなる要請を検討した枚方市は、この保育所において乳児保育を開始、翌年には朝７時から夕方７時までの長時間保育を実施した。1966年頃、さらに香里団地保育所の父母は病期の子どもたちの看護保育の問題を採り上げ、ホームヘルパー制を実施した。試行錯誤したが、個人に病期の子どもを預ける不都合さが続き、たまたま父母の会の一小児科医の示唆・提言により、診療所併設型の病児保育室を枚方市と共に支援、後見することになった。1969年、こうして枚方病児保育室（香里）が誕生した。

母親たちは当時から専門職をもつ者が多く、教師、公務員、看護婦、保母、その他フルタイムで働く母親が８割を越えていた。保育室は小児科診察室及び観察室に隣接する南向きの明るい部屋２室（各12畳）からなり、定員８名（10名まで入室可）、小児科看護婦１名、保母３名（有資格）、パート保母３名で看護保育に当たっている。開室時間は平日午前８時より午後６時まで、土曜日は午前８時より午後２時まで、日祝日、年末年始、及び夏期１週間の休室を除き、年間を通じ開室されている。

枚方病児保育室（香里）

入室児の病種は感冒が約58%，扁桃腺炎、気管支炎、膿痂疹、水痘、手足口病、おたふくかぜ、中耳炎、結膜炎、外傷など、その年の流行に多少左右されながら、ほぼ満床の状態である。その平均入室日数は３～４日間となっている。入室に当たっては、他の病院にかかっていてもよいが、病児保育室管理と入室後の看護・加療のため、病児保育室の管理担当小児科医の診察を受けて許可を得る。そして、病期により、安静、遊び（保育）可などの指示を受ける。年間入室児総数は約1,900人。運営は共済会形式をとり、近郊保育所（園）児を中心に約250世帯が加入、年間共済会費1,000円、入室利用料金として３歳未満児１日900円、３歳以上児700円を支払う。牛乳及び果物が支給され、昼食・おやつは持参となっている。入室希望者は多く、年間平均待機者数は800～1,000人に及ぶ。

枚方市はこうした枚方病児保育室（香里）の実績に基づき、年間約1,800万円を補助し、委託事業として助成を続けている。また1979年には、枚方病児保育室（香里）の利用状態や待機者数の多さから、枚方市立市民病院内に市内第２の病児保育室（枚方市立病児保育室、定員５名）を開設した。名実ともに、公立病児保育室として運営されている。利用料金１日1,000円。診療には市民病院内の小児科医師が当た

枚方病児保育室(香里)

っている。枚方病児保育室（香里）の委託料とほぼ同額で運営されている。

枚方市は大阪・京都のベッドタウンとしての人口増加（現在人口約40万）に伴い、1年に1公立保育園を新設する時期（1962年～1972年）があったが、それと並行して、1962年には全国に先駆けて乳児保育を、続いて長時間保育、病児保育を開始した。地域における就労婦人への支援や子どもたちの健やかな発育を願う、1960年代からの枚方市の保育行政の先進性には見るべきものがあったといわなければならない。現在、地域の保育所・保育園での障害児保育も積極的に行われており、それに伴って、病児保育室でも可能な限り障害児の病期の受け入れを行っている。1991年現在、枚方市の保育所（園）数は公立保育所18、私立認可保育園33、無認可助成園13である。

3．今後の課題

ともあれ、全国各地に病児保育室の数を増やすこと、すでに20数年前から働く父母、保育園関係者の間ではその必要性が真剣に検討されながら、いままでに全国の施設としては15ヵ所にすぎず、利用はごく一部のものに限られている。枚方市でも現在の市南部及び東部のほかに、北部に第3の病児保育室の必要が指摘されるこの頃、どの市にも最低1ヵ所の病児保育室設置が望ましい。医師及び小児の取り扱いに馴れた看護婦の確保、保母の配置、設備面を考え、また病児保育室を利用する病児数、病種、年齢などの日々の変動から、その運営・維持は不安定にならざるを得ず、ぜひ公費の助成がほしいものである。理解ある医師の下で運営されている病児保育室でも、公費の助成のないところでは赤字を累積させ、試行より1～2年で閉室、あるいは赤字のまま開設者の負担で運営維持されているのが現状である。また一方、現在保育園併設型として病後（回復期）保育に徹しているところでも、将来的には一歩進んで医師の指導の下、病初期よりの看護ケアのできる形をとるのが望ましい。それぞれ地域の実情に合わせながら、今後の方向としては、地域センター的なものとして病院・診療所あるいは乳児院に併設する形で病児保育室が設けられ、近隣の数園が中心に利用する形が展開しやすく、また保育園併設型として看護婦の常駐、医師との連携を併せた病児保育室も考えられるべきである。センター的な病児保育室は、将来地域の乳幼児の健康問題の相談相手ともなり、健康教育の場ともなるよう、あるいは保育園関係の健康管理のセンター的なものとしての機能も果たしうるよう配慮されるのが望ましいと思われる。ここで特筆されなければならないことは、あくまでも病児保育は大人の都合に合わせたものではなく、子どもサイドに立って営まれるものであること、症状・病期によっては、集団での看護ではなく医師の指導の下、父母に委ねられるべきものと考える。例えば、

麻疹(はしか)の最盛期、心身の著明な不安定期、症状悪化が明確なとき、感染性の強い病期など、ここでは医師の判断が重要となってくる。

終りに、子どもは病気をしながら育つもの。ぜひ国の保育行政の中の一項に病児保育を加えていただき、位置付けをお願いしたいこと、今年度の乳児院での試行を成功させ、その発展と確立につとめられ、全国どこでも病児デイケアが受けられ、社会に貢献する母と子どもたちへの誠実な支援の一助となるよう願わずにはいられない。また既設の病児保育室には助成や医療法人事業と認めるなどの措置をしていただき、研修の機会などを援助し、その一層の充実を図っていただきたいと思うものである。

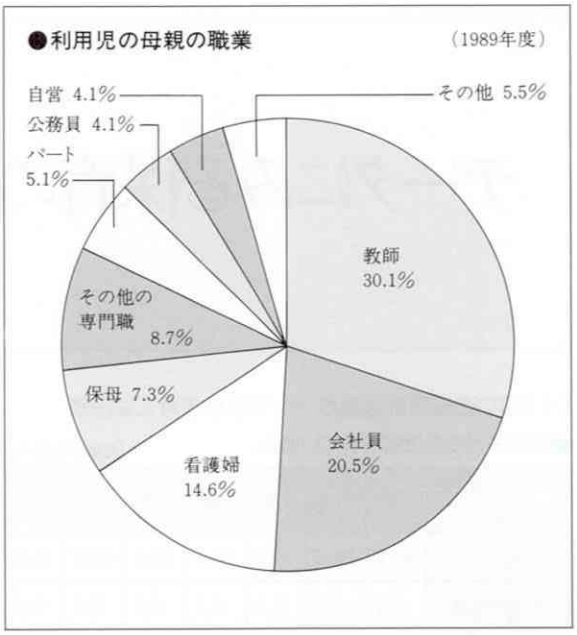

●病種別利用状況

(1990年度：人)枚方病児保育室

病種＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	%
感冒	102	76	75	84	45	88	106	82	91	88	114	134	1,085	57.6
扁桃腺炎	3	12	14	13	5	4	13	24	6	7	6	5	112	6.0
気管支炎	6	7	11	1	6	4	16	8	7	9	6	4	85	4.5
中耳炎		1		3		1		4	6		1		16	0.8
結膜炎		1	7				1			1			10	0.5
膿痂疹	5	7	16	18	73	34	4	4				5	166	8.8
水痘	3	2	6			5	13	29	42	31	45	40	216	11.5
おたふく	3	11	17	2		8	3						44	2.3
麻疹(予後)	3	4	7	8	3								25	1.3
風疹		2	2									2	6	0.3
手足口病	10	10		45					4				69	3.7
骨折			9							8			17	0.9
その他	2	7	20					1		3			33	1.8
合計	137	140	184	174	132	144	156	152	156	147	172	190	1,884	100.0

特集

子どもの眼・子どもの声
――家庭・地域社会から

データにみる保育の状況

〔1〕日中の保育者は誰か――やはり子育ては母親

❶昼間子どもの世話をしている人

（対象8,749名・%）

主な保育者＼児年齢	1歳	1.6歳	2歳	3歳	4歳	5～6歳	合計
母親	82.2	79.6	77.5	74.9	69.6	68.8	75.9
父方の祖母	6.4	6.8	7.9	6.1	6.7	7.6	6.9
母方の祖母	4.3	4.7	3.9	3.9	3.1	3.8	4.0
父親	0.1	0.1	0.0	0.1	0.3	0.1	0.1
その他	6.4	8.6	10.3	13.8	19.3	18.2	12.2
不明	0.6	0.3	0.4	1.2	1.1	1.6	0.8

❷子どもを預ける場所

（対象2,876名・複数回答・%）

預ける場所＼児年齢	1歳	1.6歳	2歳	3歳	4歳	5～6歳	合計
認可保育所	59.6	66.5	70.8	58.2	45.0	38.1	48.3
幼稚園	2.1	0.8	1.0	30.6	51.2	59.7	41.3
無認可保育所	8.8	8.8	7.7	3.2	1.6	0.9	3.0
保育ママ	2.1	4.0	1.5	0.0	0.0	0.2	0.7
ベビーシッター	1.6	1.2	1.0	0.0	0.0	0.0	0.3
ベビーホテル	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
その他	24.9	17.1	15.4	8.2	2.2	1.2	6.2
無記入・不明	1.6	1.2	2.6	0.6	0.4	0.2	0.7

日中子どもの世話をしている人は、1歳台では母親が8割を越えているが、年齢が高くなるにつれて、親族以外、つまり保育所等がその役を果たすようになる。

その母親にとって、日常の育児不安に対する相談相手となってもらえる人は、子どもがどの年齢層であっても、夫、というのが約7割を占めている。しかし、都会のように核家族化が進み、近所とも疎遠になると、保育園の保母や幼稚園の先生、保健婦などの専門職が、母親の相談相手として重要な役割を果たしている。

〔2〕育児の相談相手は誰か――1番は夫婦

❸日常の育児の相談相手

（対象8,749名・複数選択・%）

相談相手＼児年齢	1歳	1.6歳	2歳	3歳	4歳	5～6歳	合計
夫婦で相談する	67.4	68.3	70.9	75.4	74.0	74.0	71.1
祖母（または祖父）	48.1	46.5	45.9	39.4	38.5	35.1	42.7
友　人	31.9	30.1	31.8	28.0	28.9	27.6	29.8
近所の人	24.1	24.7	24.7	23.9	23.7	22.3	23.9
保母・幼稚園の先生	3.5	5.5	7.0	11.5	16.9	18.5	9.9
かかりつけの医師	11.3	9.2	10.0	9.5	8.3	9.2	9.7
保健婦・助産婦	5.0	3.4	2.8	2.7	1.4	0.9	2.9
電話相談	1.6	1.1	0.5	0.7	0.5	0.4	0.9
その他	6.8	5.7	6.6	4.8	5.1	3.5	5.4
無記入・不明	0.7	0.8	0.4	0.5	0.8	0.8	0.7

資料：❶❷❸とも（社）日本小児保健協会、（財）日本児童手当協会「平成2年度幼児健康度調査」

〔3〕子どもの健全育成に望まれるもの――夫婦で子育てできる環境づくり

❹乳幼児の健全育成に望まれるもの

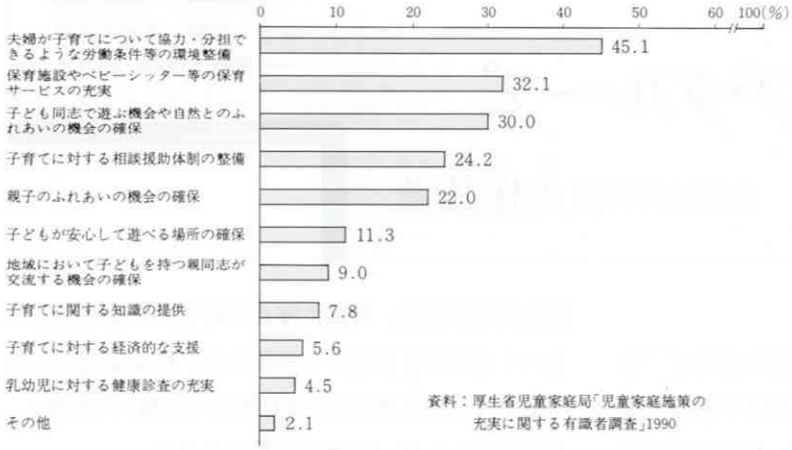

資料：厚生省児童家庭局「児童家庭施策の充実に関する有識者調査」1990

多様化する保育ニーズに対応するために、児童福祉施設では、育児相談、延長保育、病児保育など、地域に対するさまざまな支援サービスを始めた。ベビーホテルの場合は、地方自治体からの助成がなく、その分保育料の負担が高い、専門スタッフ以外に依存する、などの保育環境上の問題が指摘されている。しかし、利用者の需要に応えている事実がある。（養護施設、乳児院、保育所における支援サービスについては、本誌7～31ページをご一読いただきたい。）

学童期の子どもにとっては、ゆとりのある生活環境づくりは大きな課題である。そのために果たす健全育成事業や地域における児童育成組織の役割は大きい。

〔4〕育児支援サービス事業――ニーズの多様化に対応

❺夜間保育・延長保育・障害児保育の状況（平成元年度）

夜間保育	30ヵ所
延長保育	715ヵ所
障害児保育	3,415ヵ所

資料：厚生省児童家庭局
母子福祉課調査

❼ベビーホテルの実態

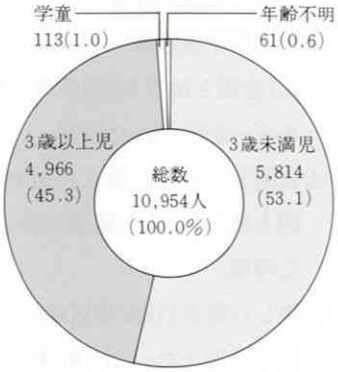

（注）1. 平成元年3月31日現在。
2. 10人以上の施設、440ヵ所中。

資料：厚生省児童家庭局
母子福祉課調査 1989

❽子どもの健全育成事業の実態（平成元年）

児童館数	3,755
児童遊園数	4,106

資料：厚生省児童家庭局育成課調査

❾子ども会活動

子ども会数	148,131
子ども数（小・中）	7,526,558

資料：（社）全国子ども会連合会
「月刊子ども会」1990

❻ベビーシッターの業務内容

（全63社）

	構成割合（%）	
	引き受けている割合	重視している割合
食事、授乳、入浴、排泄等基本的な世話	93.7	38.1
母親の育児への援助、手助け	92.1	36.5
散歩、運動等屋外遊び	92.1	22.2
保育所、幼稚園、塾等への送迎	82.5	6.3
冠婚葬祭、会食、パーティー時の子どもの付き添い、世話	82.5	12.7
お絵かき、本、ゲーム等屋内遊び	81.0	20.6
母親が産前、産後および病気中の子どもの世話	77.8	20.6
生活習慣、作法等しつけ全般	57.1	12.7
子どもの通院、健康診査等の付き添い	57.1	0.0
仕事や旅行時の子どもの付き添い、世話（海外出張含む）	54.0	6.3
子どもの病気の時や入院の世話	42.9	3.2
音楽、美術等おけいこごと	33.3	0.0
炊事、洗たく、掃除等家事	30.2	7.9
幼児期の進学指導、家庭教師	23.8	1.6
学童期の進学指導、家庭教師	14.3	0.0
その他	9.5	1.6

資料：平成2年度日本保育協会「ベビーシッターに関する調査」

特集

子どもの眼・子どもの声
——家庭・地域社会から

障害児者のセルフ・ヘルプ・グループ

英国自閉症協会を中心に

東京都立大学教授 久保紘章（くぼ ひろあき）

はじめに

セルフ・ヘルプ・グループとは、簡単に言えば「なんらかの問題や課題をかかえている本人や家族自身からなる相互援助のグループ」である。私に与えられたテーマは「児童におけるセルフ・ヘルプ・グループの意義と実態」だが、思春期を除けば児童自身によるグループはほとんどない。しかし障害や疾病をもつ子どもの家族（とくに親）のグループは多く、その歴史も古い。従ってここでは「子どものニーズを代弁する」グループと位置づけておこう。セルフ・ヘルプ・グループの分類からすれば「ともに生活している（living with）人たちのグループ」に含まれる。

本稿では英国の自閉症協会に絞って紹介したい。

1. 英国自閉症協会の歩み

英国自閉症協会が設立されたのは、1962年5月である。ちなみに米国は65年（全米自閉症児協会）、日本は68年（自閉症児親の会全国協議会、89年より日本自閉症協会に名称変更）の設立である。

米国の精神科医のL.カナーが1943年に早期幼児自閉症の症例を発表したが、とくに60年代後半から70年代は、自閉症研究の激動の時期であった。世界の研究は、この時期、英国に熱い目が向けられた。英国自閉症協会は、英国の優れた研究の土壌を耕したという意味でも初期から貢献した。特に協会立の自閉症学校と成人施設（年長自閉症児問題）の実践は、英国のみならず、世界に影響を与えた。

英国自閉症協会の歩みを跡づけると、次の5段階ほどに区分することができよう。

(1)協会設立まで——自閉症児をもつ母親のヘレン・アリソンらによる協会設立までの奮闘の時期。

(2)草創期——1962年5月の協会の設立と、その後に向けて組織が形成されていく時期。

(3)自閉症学校設立（1965年）とその後の10年——協会立（全国と地方）の自閉症学校の設立に多くのエネルギーが注がれた時期。

(4)自閉症成人施設設立（1974年）以降——協会立（全国と地方）の成人施設に多くのエネルギーが注がれた時期。

(5)新しい動き（1987年以降）——協会は87年に設立25周年を迎えた。この前後に新しい動きが出てくる。ニーズの多様化の時期を迎えたといえる。

2. 草創期の協会について

ここでは設立前後の協会について述べ、他は後半にゆずりたい。いずれにしろ、カオスの状態から一

つのグループが形成されていく過程は興味深い。

(1)ヘレン・アリソンの貢献

自閉症児をもつ親たちのニーズを協会設立にまで至らせたのは、アリソンらである。どのグループも、まずごくわずかな人の努力が出発となることが多いが、英国自閉症協会の場合は彼女の存在が決定的だった。

彼女が設立を思い立ったのは、米国の友人から送られてきた新聞の記事で、そこには親たち自身の手によって自閉症児の学校が開設されたことが伝えられていた。1961年の初めに当時4歳だった息子のジョセフは、毎日、精神分析家の治療を受けていた。彼女は親の直観で、自閉症(当時は精神病児と呼ばれていた)は単に情緒の障害でなくもっと長期の教育が必要だと感じ、この子たちの「入れ物」作りが当面の課題であると考えた。

アリソンは、全国精神遅滞児協会の機関誌「チルドレンズ・ボイス」を通して協会と関わりをもつ。一方で、ロンドン北部の情緒障害児の養護学校に通っていた子どもの親たち(アリソンを含む)も会をもっていた。61年9月に、この2つのグループがロンドンのホテルに集い、今後のことを話し合った。

彼女は、10月18日にBBCの番組に出演し、全国の同じ子をもつ親たちから多くの手紙を受け取った。彼女は、全国精神遅滞児協会と接触し、地方部会の一つに位置づけることを願ったが、すでに全国規模で自閉症児の親たちと繋がっており、結局、その親たちと独自の会を設立することになる。

(2)設立当時のこと

設立当時、会員数は自閉症児をもつ100家族足らずであった。子どもの平均年齢は約5歳。設立当時の熱心な親たちは精力的に初期の協会を支えた。

そこで決まったことは、①協会事務局の組織化、②ナースリークラスの設立(自閉症学校に向けての準備)、③情報(自閉症に関する研究論文や一般向けの文書の入手と関係機関の把握)とアドバイス・サービス、④最初の「ニュース・レター」(1962年11月)の発行、⑤議会への要請、⑥自閉症児の治療と教育のプランを盛り込んだプロジェクトと方針の作成、⑦マスコミへの働きかけ、⑧地方協会のオーガナイザーの指名、⑨クリスマス・カードの販売、⑩選挙制の導入などであった。

協会の事務所は、発足から4年半、アリソンの自宅におかれた。「このときから、私が協会を離れるまで、週末も休日も含めて、毎日8時間から15時間働き続けた」と彼女は回想している。

3.協会の組織について

(1)名称の変更

30年近い歴史のなかで、何度か名称が変更された。順を追うと、①最初は「精神病児親の会」、②1962年1月の会合で「ノース・ロンドン自閉症児援助協会」、③62年5月の正式の設立時の名称は「精神病児協会」、④しかし62年11月の最初のニュース・レター発行の直前に「自閉症児協会」と改名、⑤66年にその後20年近く続いた「全国自閉症児協会」(NSAC)、⑥82年には成人を視野に入れて「全国自閉症協会」(The National Autistic Society)となり、今日に至っている。名称の変更は、その時代の変化を微妙に反映している。

(2)目的

協会の目的は、設立当時からほとんど変わってい

ない。「コミュニケーション」誌には毎回、次の4つの目的が掲載されている。

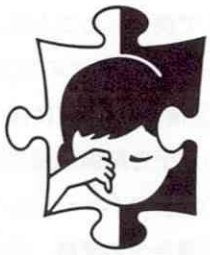
英国自閉症協会のシンボルマーク

①自閉症児と成人のケアと教育のための通所・入所センターを設立し、促進すること。地方当局に対しても同様の働きかけをすること。

②親たちを援助すること。とくに情報交換ができるように、親たち同士の会合を用意すること。

③自閉症児者の問題の研究を奨励すること。

④これらの問題について、市民や医療関係者がさらに理解を深めるように刺激する。そして彼らに、自閉症児者ができるだけ普通の生活ができるためには何ができるか、何をすべきか、を伝えること。

(3)協会の運営

①事務所：協会の事務所は3回移転している。開設時の1962年にはアリソンの自宅に、67年には小さな事務所(この年英国カーネギー・トラストの基金を受ける)、82年には現在のところに移転した。

②事務局長：協会の運営のかなめである事務局長(general secretary)は、初代から順にH.アリソン、P.エバラード、M.ホワイトが就いた。ホワイトは14年間このポストにあったが、89年9月にがんのため死去された。89年5月からは、現在のG.ピーコックが受け継いでいる。ホワイト以外は自閉症児をもつ母親である。

③スタッフ：1973年には協会事務局のスタッフはフルタイム3人、パートタイム5人、82年は12人(フルタイムとパート)だった。90年度から、スタッフが大幅に増えた。この年、協会本部は27人(フルタイム20人、パートタイム7人)、さらに協会立学校・施設のスタッフは、444人(フルタイム296人、パートタイム148人)と飛躍的に伸びた。

④会員：手元にある資料で数字が確認できるのは、1962年75人、63年250人、64年600人、67年1,059人、68年1,164人、70年1,612人、73年1,750人である。87年の訪問時では、約2,000人の会員ということだった。詳しい数字はあまり公表されていない。

詳細な内訳は、72年の「政府への覚書」にあるが、これによると、親703人、医療関係者54人、教師239人、他の専門職199人で、親の占める割合は70%弱である。英国の他の障害児者の協会も、当事者の会員が中心だが、専門家やボランティアが含まれている場合が多い。

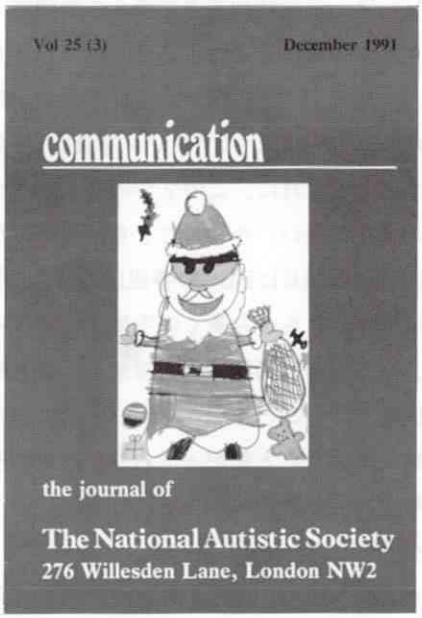

英国自閉症協会の機関誌「コミュニケーション」

⑤財政：参考までに1991年3月現在の全国協会の財政をみてみよう。収入は総額で8,495(単位は千ポンド)。主なものは、学校・センターへの政府の措置費7,480と募金・寄付517。支出は、総額で7,840。その内訳は、学校・センター運営費6,723、寄付集め等費用80、PRと情報活動59、自閉症・啓蒙キャンペーン22、福祉・家族サービス143、管理運営費696、補助金55であった。

実際には、財源の獲得は苦労の種のようで、寄付、バザー、ダンスパーティー、クリスマス・カードの販売などの事業を活発にしている。

⑥地方協会とサポートグループ：全国が4地域に分けられ、1991年現在、総数63グループある。

4.活動内容

主な活動内容は、第1は、親及び自閉症に関心をもつ人たちへの助言と情報サービス、第2は、自閉症学校、成人施設、ワークショップ、デイ・センターなどの機関・施設の設立と運営である。ここでは第1の点のみを述べ、第2については後述する。

(1)出版活動

①「コミュニケーション」と「ニュース・レター」の発行：協会の機関誌「コミュニケーション」は、1967年から刊行されている。年4回(最近は年3回)発行で、ペギー・エバラードの編集は、67年から84年の彼女の引退まで続いた。その後、専門家のバロン・コーエンが編集責任者となり、内容も変化した。イメージの一新と上質の仕上げ、家族・実践者・研究者別の内容の構成、異なった意見もオープンに載せるスペースを取り入れるなどの工夫が見られた。親のイニシアティブから、徐々に専門家への移行が見られるのが印象的である。

②自閉症児協会国際同盟ニュース：私の知る限り「国際同盟ニュース・レター」は、1973年から隔年で5回発行された。編集の担当はエバラードで、国際的な情報交換を果敢に試みた。81年の「ニュース・レター」には、26ヵ国の各国の協会のリストが載っている。6号以後の発刊は確認できていない。

③さまざまな出版活動：設立当初から情報活動が活発だ。自閉症の本質、教育の方法、学校や施設の内容、年長児問題、全国の自閉症に関連する学校・クラス・施設のリストなど、主にブックレット風のものを中心にこれまで120ほど出版され、安く購入できる。詳しく紹介できないのが残念だが、それぞれの時代のニーズが出版に反映されている。

(2)カンファレンスと短期コースの企画と運営

親たちには協会本部での会合や宿泊のワークショップ、教師、医師たちのセミナー、寄付者の名称を取ったインジ・ワークハースト記念基金の毎年のカンファレンスなど、大小のものが開催されている。

(3)自閉症研究部

1984年に研究部門として独立した。この年から自閉症に関する文献の総合的な収集と整理がされている。

5.協会立の自閉症学校と成人施設など

協会のもう一つの活動は、自閉症学校と成人施設の設置と運営であり、協会の根幹をなしている。

(1)協会立の自閉症学校設立

1965年の協会最初の自閉症学校の設立以来、自閉症学校の設置に協会は精力を注いだ。

協会は、モンテソリー法によって不適応児と発達遅滞児の幼稚園を自宅で運営していたシビル・エル

シビル・エルガー先生

ガーを初代の校長に迎えた。最初の協会立の学校イーリング・スクールは、65年9月に4歳から19歳までの自閉症児を受け入れ、寄宿制の学校としてスタートした。この自閉症学校は、英国内の自閉症児教育のその後のモデルとなった。68年には第2の協会立の学校へレン・アリソン・スクール、70年にはデディシャム・スクールが開設された。地方支部の協会立の最初の学校は、70年秋にオープンする。

1990年現在、英国の自閉症児の学校・クラスの数は、全国自閉症協会立のもの7、地方自閉症協会立のもの9、地方当局立(公立)のもの39(学校19・クラス20)、それに公立のホスピタル・スクール3、計58である。初期の協会立の学校の開設が、公立の自閉症学校の設立の導火線となった。

(2)協会立自閉症成人施設設立

成人の問題が協会内で議論され始めたのは60年代末である。協会の努力にもかかわらず、政府の反応は不十分だった。シビル・エルガーはイーリング・スクールの校長を辞し、協会と協力しながら、74年に再び英国で最初の自閉症成人施設サマセット・コートを開設した。その後も協会は精力を注ぎ、とくに80年代後半には、多くの協会立の施設ができた。90年現在、全国・地方協会立の施設は27である。これは入所施設だけでなく、デイ・センターも含まれている。

(3)診断センター

1991年には、長年の念願の協会立の診断センターが開設、今後が期待される。

おわりに：新しい動きと協会の課題

1982年全国自閉症児協会から全国自閉症協会へ名称が変更した。84年にエバラードが「コミュニケーション」の編集を降り、87年には25周年を迎えた。同じ年、エルガーはサマセット・コートを引退、88年にはホワイトが事務局長を去った。協会の支え手は初期の親たちから若い世代に移りつつある。

協会の組織も再編成され、新しい方向への模索が始まっている。協会の運営、方向性はいまも親による決定が尊重されている。当事者と専門家との協調は初期からよくなされてきた(例えば、児童精神科医で自閉症児の母親でもあるローナ・ウィングは、設立直後から一貫して協会をサポートしている)。ただ専門職の人の占める割合が増してきたために、専門家との関係と役割が新たに問われるだろう。

またノーマリゼーションの流れのなかで、80年代後半から自閉症学校、自閉症施設のあり方の見直しがされつつあり、例えば、サマセット・コートの運営も80年後半から驚くほど変化している。

協会は1992年から、2012年(50周年)までに英国のすべての自閉症児者と家族が適切なサービスを受けることを目指して、キャンペーンを開始した。

＊付記：協会の機関誌、小冊子など協会の出版物を参考にしたが紙面の都合で文献を割愛した。またわが国の全国協会と支部についても触れることができなかった。日本自閉症協会の住所は以下の通り。
東京都新宿区西早稲田2-2-8 (☎03-3232-6478)

特集

子どもの眼・子どもの声
——家庭・地域社会から

フィリピンにおける ストリート・チルドレンの現状と対応

四国学院大学社会学部社会福祉学科 助教授 村田哲康（むらたてつやす）

1. はじめに

筆者は、「発展途上国児童福祉問題調査研究事業」の一環として、1991年7月中旬の1週間の事前調査と9月下旬から10月中旬の11日間の本調査団の一員として、フィリピンを訪れた。今回の調査の目的は、発展途上国の児童福祉問題の実情を把握・分析し、それをふまえ、どのような援助を行うことが当該国の児童福祉向上に資するかを検討するものである。そのなかでも特に、同国の深刻な問題であるストリート・チルドレンに焦点をあて調査する機会を得た。本稿では、この調査に基づいてフィリピンのストリート・チルドレン問題の概要を明らかにし、若干の考察を述べることとする。

2. 問題の背景

ストリート・チルドレンは一般的に「街頭にいる子どもや青少年のことで、街頭を常駐のすみかにしていて適切に保護されていないもの」とみなされている。

ストリート・チルドレンの問題は、富や権力が不均衡に分配されている不平等な社会の構造的な問題である。フィリピンにおいても、一部の少数者による富や権力の集中が大土地所有制を温存させ、農村部における開発を後退させ、農民の生活状態が改善されないまま、貧しさからの脱皮を絶望的なものにしている。このような状況下にあって、新たな生活基盤を都市部に求め、移住する人々が後をたたない。

統計的にみると、人々の都市移住は、1970年代後半から1980年代半ばまでの期間に集中している。この時期はちょうどフィリピン全体が経済危機に陥った時である。特に1982年から1985年にかけて、砂糖価格の下落等によって急激にペソが切り下げられ、地方で暮らす人々の生活に大ダメージを与え、人々の都市移住に拍車をかけた。

そして、この影響はいまだに尾を引き、国家予算の44%が対外累積債務の利子返済に当てられているという国家財政危機から立ち直ることなく、この問題の解決を一層困難なものとしている。

このような事態から膨大な人口を抱える都市部では、労働力を稼働しきれず、その結果地方から移住してきた人々は、不法居住や失業状態を強いられ、何の保護や基本的サービスを受ける保障もないまま、スラムやスクウォッター(不法居住者)地域で厳しい生活を余儀なくさせられている。

1988年、100世帯当たり49世帯が、衣食住の基本的ニーズを充足することのできない絶対的貧困状態の生活を強いられていると報告されており、その総数はフィリピン全土で530万世帯に達している。深刻な貧困の影響は、特にこれら貧しい世帯に属する1,130万人と推定される子どもたちに及んでいる。

このように、ストリート・チルドレンの問題は決して単なる児童問題としてだけではなく、社会経済上の構造的問題であり、また、家族問題として認識しておくことが必要である。

3.現状と問題点

世界的に深刻な問題となっているストリート・チルドレンの存在は、フィリピンの主要17都市では85,000人いると推定されながら、1989年現在、その30%の子どもたちにサービスが提供されているに過ぎない。

この子どもたちは、都市の片隅で愛されることなく、守られることもなく、路上での生活を強いられた都市文明が生んだ犠牲者である。

ユニセフでは、これらのストリート・チルドレンについて、次の3つに類型化している。

①路上にいる子ども(Children on the Street)

彼らは家族とのつながりを残している子どもである。貧しい家族を助けるために路上で働いて、生活の糧を得ている子どもが多く、親との関係はうまくいってないと想像されるが、ある程度は家族に依存している。このタイプは全体の70%を占めている。

②路上で暮らす子ども(Children of the Street)

このケースは家族の支配から完全に独立しているが、必ずしも全員が家族との結びつきを一切断ち切っているわけではない。彼らは時たま家に帰ることがあるが、親か子どものどちらか一方が相手を排斥するか、双方が互いに排斥し合うのが普通である。相棒や仲間たちに対して家族意識をもち、仲間と路上で生活する子どもである。全体の25%がこのタイプである。

③遺棄児(Abandoned Children)

家族との接触が全くない遺棄された子どもたちで、自分自身だけで生きていこうとする子どもである。彼らにとって家族はもはや存在せず、代わりにその穴を埋めるのは街のギャング・グループであったりする。このケースの割合は5%である。

しかし、現実的にはこのように限定するには問題があるといえよう。なぜなら、子どもたちはこれら3つに分類されているグループの間を行き来し合っているからである。

このように彼らの多くは何らかの形で家族とのつながりを持っており、主に路上での生活を強いられている。親の大半は農村出身者であり、低学歴で早婚者が多く、現在失業状態か半失業状態もしくは季節労働者であり、ほとんどは法定最低賃金が保障されていない状況である。フィリピン都市部の60%から70%に当たる家族が、絶対的貧困状態の様相を示す底辺ラインにあり、一世帯の平均家族構成員は6人から10人である。このため子どもたちは家計を助けるため、あるいは自らの生活維持のため就労している。

路上での仕事といえば、新聞や煙草売り、洗車、ゴミ拾い、荷物運び、花売り、靴磨き、物乞い等であり、観光スポット、市場、バス・ジプニーの停車

場、ゴミ捨て場、レストラン街、教会の敷地内等を仕事場としている。1日大体12時間程度働いて、平均11ペソ(1ペソ＝約5円)から20ペソの収入を得ているが、事故や犯罪に巻き込まれる危険性も多い。

年齢的には10歳から14歳が大多数を占めており、性別では男子8割、女子2割の割合である。

彼らのうち、就学したことがない者は15%、就学したが中途退学した者が65%、働きながら通学している者が20%である。健康状態は82%が栄養失調であり、62%が低体重の状態にあり、病気に対する抵抗力が非常に弱い。

このような状況のなかで最悪のケースは、性産業にかかわる子どもたちである。特に児童売春に携わる者が、現在確認されているだけで2万人にのぼっている。7歳から15歳の男女児童がマニラ首都圏の3,000人を筆頭に、歓楽街や軍事基地周辺で、主に外国人観光客を相手にこの犠牲に供せられ、なかには性病やエイズにかかる子どもも決して少なくはない。このことによって当事者は健康を害してしまうだけではなく、知的能力も健全な発達が妨げられ、退廃的な生活スタイルをとることで、人間らしく生きることを不可能にしてしまうのである。

ビニール袋を仕分けしているストリート・チルドレン

また、彼らは犯罪に巻き込まれる危険性を常に有していることも深刻な問題である。路上で働き生活する過程で、子どもたちが盗みやかっぱらい、暴力、さらにはギャンブルや麻薬に陥るケースが多い。こうして子どもたちは次第に犯罪に巻き込まれ、大人の犯罪組織に組み込まれ利用されて、反社会的行動に走ってしまう例があとを絶たない。

このように子どもたちの路上での生活を見てみると、経済的問題以外にもさまざまな要因が子どもたちを苦しめていることがわかるのである。路上で生きていくために、一生懸命に働く子どもたち、その傍らには金儲けや犯罪のために子どもを利用している大人や、権力をたてに子どもを捕え、拘束してしまう無責任な大人が存在している。本来子どもたちを保護しなければならない大人たちが、逆に子どもたちをより弱い立場へと追いやってしまっているこの矛盾が浮き彫りにされてきたのである。貧困以外にもさまざまな要因がストリート・チルドレンの抱える問題をより複雑なものにしてしまっている。

このような状況下にあって、彼らが抱える深刻な問題点への緊急な対応が問われ、その具体的な解決が求められている。特に、次に掲げる問題点は基本的に重要であるといえよう。

①ストリート・チルドレンをいかにして家庭復帰させるか。

②売春などによる性的搾取や虐待のなかにある子どもたち、および薬物の服毒により精神的疾患に苦しみ喘いでいる子どもたちをどう立ち直らせるか。

③栄養不良がもたらす発育不全や疾病の状態にある子どもたちへの効果的対応はどうあるべきか。

④不就学児童、中途退学児童への教育的配慮はいかにあるべきか。

⑤強制労働による搾取ならびに犯罪を犯したり、巻き込まれた子どもたちへの人権擁護活動はどうあるべきか。

いずれにしろ、これらの諸問題を関係者のみならず、国全体としてどう取り組んでいくか、その動向が注目されるところである。

いたいけない子どもたちにとって、何よりも重要なことは、「人間の尊重(Human Dignity)」と「社会正義(Social Justice)」に根ざした対応が社会全体のなかで培われていかなければならないことであろう。

4.問題への取り組み

ストリート・チルドレン問題への取り組みは、社会福祉開発省(Department of Social Welfare and Development＝DSWD)、全国社会開発協議会(National Council for Social Development＝NCSD)と加盟NGO、ユニセフ(United Nations International Children's Emergency Fund＝UNICEF)等が中心となって国家プロジェクトとして確立されている。この協力関係のなかでは、社会福祉開発省が政府の中心窓口となり、ユニセフは技術と資金を提供し、さらに全国社会開発協議会がプログラムの実行面での調整役を担当している。

こうした協力体制に加えて、3団体が選定したフィリピン国内17都市で、ストリート・チルドレンに対する効果的なプログラムを展開するための実行委員会を組織化している。

くず拾いの収穫を仕分けしているストリート・チルドレン

これには、社会福祉開発省の地方事務所、その他の政府機関及び地方自治体の代表者、全国社会開発協議会の加盟NGO、教会グループ、さらに市民団体が参加している。

対策は、社会福祉開発省、全国社会開発協議会、NGO等がそれぞれ独自にあるいは連携して取り組んでおり、実行委員会がその調整を行っている。

1980年代から始まっているストリート・チルドレンに対する対応策は、主に3つのカテゴリーに類型化されている。〈図1.参照〉

①地域主体のプログラム(Community Based Program)

このプログラムは、ストリート・チルドレンに対する予防的なアプローチである。子どもたちに教育機会を提供すると同時に、子どもたちの親や彼らの生活する地域の人々を組織化すること、地域リーダーの養成、さらには職業訓練や生業資金の貸付等の収入向上を目指したプログラムを通して、親の経済的役割の強化を行っている。こうしたアプローチによって、このプログラムはストリート・チルドレンの生まれる要因を取り除こうと努めている。

②ストリート主体のプログラム(Street Based Program)

このプログラムでは、ワーカーがストリート・チルドレンたちの生活する所へ出かけて、子どもたちと直接的に触れ合うなかでラポート(信頼関係)を確立し、青空教室を開いたり、給食や医療サービスを提供するものである。

③施設主体のプログラム(Center Based Program)

このプログラムは、一時保護所や避難センター(Drop in Center)のように、一時的な収容形態の施設に加えて、社会福祉開発省が設置・運営しているリンガップ・センター(Lingap Center)では、親を失ったり、遺棄された子どもたちを対象にしている収容型施設も含んでいる。

しかし、いずれの取り組みも財源不足や専門技術職員の不足等、援助を必要としている子どもたちへの対応が十分図られておらず、きめ細やかな課題が多く残されている。

5. おわりに

今回、フィリピンのストリート・チルドレン問題の取り組みに関わってみて、率直なところ、子どもたちが生活する環境には厳しいものがあることを教えられた。そしてこの問題は、単に児童問題としてのみ考えるべきではなく、いくつかの要因からなる複合的な問題であることがわかった。第1に、この問題を理解するには、これを社会問題として認識する必要があるということ。第2に、ストリート・チルドレンの問題は経済問題であること。第3に、この問題は家族問題であること。

それゆえに、この問題を解決するには家族、コミュニティの自立を図っていくことが重要であり、慈善的・恩恵的な社会福祉ではなく、自立を促進する社会開発こそ、何より緊急に取り組まなければならない課題であろう。

彼らが必要としているのは、施設の冷やかな訓練や規律ではなく、家族とコミュニティにある愛と信頼に支えられた安定性ではなかろうか。これを機に、人権を侵害されている"いと小さき者たち"が陽の目を見、より人間らしい生活ができるようにさまざまな手段がとられることを願いたい。

図1. プロジェクト活動のタイプ

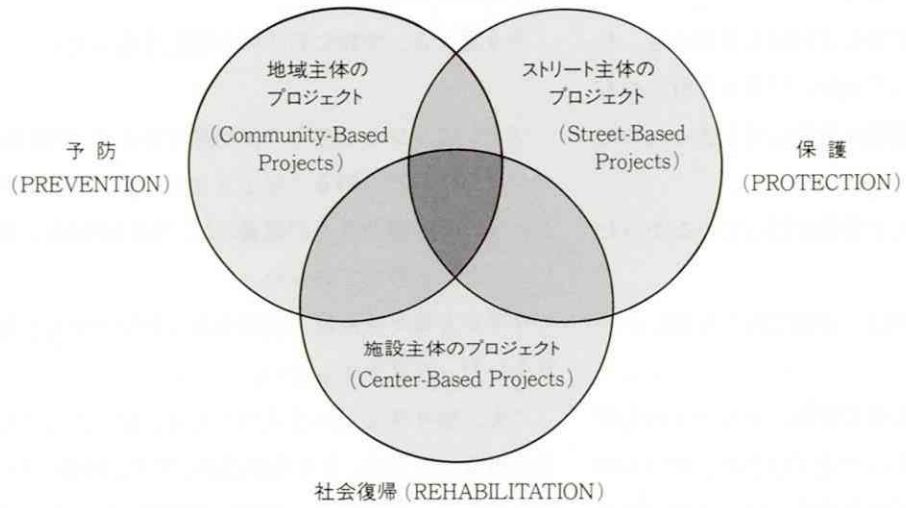

特集

子どもの眼・子どもの声
——家庭・地域社会から

子どもにも言わせろ！ホットライン

トーキング・キッズ 伊藤書佳（いとうふみか）

トーキング・キッズを始めたわけ

「学校なんて大キライ、みんなで命を削ずるから。先生はもっときらい、弱った心をふみつけるから」という言葉を残して、自分で死んでしまった女の子がいた。

いまから8年前の12月だった。その人は、長野県に住む、中学3年生の、尾山奈々さんという人だった。

その頃ワタシは、中学を卒業してこれからどうやって生きていこうか迷っていた（いまでも迷っているといえば迷っているけど）。

周りの友だちも、見ず知らずの同じ年の人も、たいていの人は高校に行っていた。ワタシも行くつもりでいたんだけれど、受験に失敗してしまったのだった。

中学のときに、ほとんど学校に行っていなかったのが大きな原因だった。

学校に行かなかったのは、学校に行くと苦しかったからだった。

毎日のように行われる服装検査。（スカートの丈が床上30cmぴったりじゃないと違反だとか、カバンの厚さは20cmだとか、前髪はまゆ毛についてはいけないとか、こまかく決まっていて、先生が定規でいちいちチェックしてくる）

先生の言う〝服装の乱れは心の乱れ〟という言葉と〝人は外見ではなく中身だ〟という言葉の矛盾。

テスト。（作者に聞いてきたワケでもないのに、この3つの中から作者の気持ちに当てはまるものを選びなさい、という国語のテストとか）

きらわれるのがこわくて、友だちと話を合わせる自分。

このままじゃ、自分が誰だか、何をしてるのか、わからなくなっちまう。

そう思うと、学校に行くのが苦しくなった。

ワタシよりひとつ年下の尾山奈々さんは、学校で、マジメだけれども明るくひょうきんな女の子だったという。その奈々さんの遺書には〝毎日が冷たく悲しかった〟と書いてあった。

ワタシと奈々さんは、友だちだったワケでも、知り合いだったワケでもない。

でも、奈々さんという人のことを、会ったこともない彼女のことを、とても身近に、ワタシは感じた。死んでしまった彼女と、学校に行かなくなったワタ

シの中に、共通した苦しさとか悲しいものがあるような気がした。

生きているときに知り合いたかった。

いま、子どもと言われている人たち、学校に行っている人、行っていない人たち。その人たちの中に、かつてのワタシや奈々さんのような人がいるかもしれない、いるだろう。そういう人たちと、生きているときに知り合いたい。

しかし、実際に会って話すというのは困難だし、活字のミニコミを出しても、人の目に触れる機会が多いとはいえない。

そんなときに、電話で放送局みたいなことができないか？　という話が、いまのトーキング・キッズの仲間から出てきた。

面と向かって話せないことも、電話でなら話ができるんじゃないか……。電話なら、全国どこからでも掛けてくることができる。

とにかく、やってみよう。

トーキング・キッズは、1990年3月1日にテレフォンサービスという形をとってスタートした。

テレフォンサービス、例えば『リカちゃん電話』もテレフォンサービスだ。電話番号を回すと〝もしもし、あたしリカちゃん……〟と、リカちゃんの声が流れてくる。

トーキング・キッズも、03・3483・5496という電話番号を回すと、〝トーキング・キッズ、いままで誰にも言えなかったキッズの声に、ひそかにスポットを当てるトーキング・キッズ……〟と、番組が流れてくる。よかったら、ぜひ、一度聞いてほしい。

図1. トーキング・キッズのしくみ

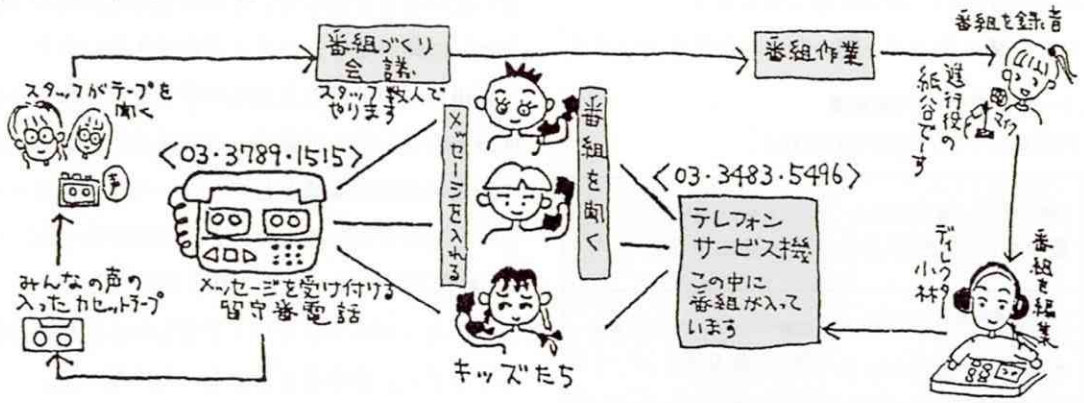

①子どもたちがホットライン(☎03－3483－5496)に電話を掛けると、番組が流れてきます。

②番組を聞き終わったあとは、メッセージ・ダイヤル(☎03－3789－1515)に電話を掛けて、自分の言いたいことを言います。

③みんなが入れてくれたメッセージのテープをスタッフが聞いて、次回の番組で流す声を選び、番組を制作します。

④③で作った番組(計9編)が、期間中2日おきに流されました。

いじめ、校則、体罰、学校に行っていないこと、女の子や男の子の恋愛やセックスについてなど、親や友だち、誰にも言えずにいたキッズの本音を、電話を使って交換し合おう。

番組を聞いて、その番組で流れていた子たちの声を聞いて、自分の思ったこと、自分が困っていること、悩んでいること、言いたいことを言う。

このやりとりを通じて、毎日の中でも自分の言いたいことを言ったり、行動したりできるきっかけをつくっていけたらいいね。

そう思って、番組をつくっている。また、ティーチイン、講座、パレードなどのイベントや、トーキング・キッズを聞いている子たちに呼びかけて、交流合宿を開いたりしている。

現在、ひとつの番組を聞く人数は200人から300人。メッセージを受け付けるカセットテープは、1時間から2時間分がいっぱいになってしまう。

トーキング・キッズを聞いたことがあるという人は、延べ20万人を越えている。

表1. トーキング・キッズ番組表

〔1週おきにこの番組が流れます。〕

月・火	学校に行かない毎日を考える 超ウルトラ学校子ども	困った先生を退治する こませんホイホイ！
水・木	レールに乗らない生き方を見つける オフロード情報バンク	恋愛やセックスについて話す Boys & Girls
金	突撃レポート ねぎたま隊が往く!!	番組を聞いているみんなの声をつなげる トーキングキッズクラブ
土・日	いじめを乗り越え解決する いじめバスターズ	

子どもにも言わせろ！ホットライン

国連で採択された『子どもの権利条約』が、今年日本でも批准されることになった。

子どもも、大人と同じように、1人の人間としての権利がある。というのは、当たり前のことだと思うけど、大人の中には〝子どもは未熟なもの〟〝子どもの言うことなんか、まともに聞いてられない〟と思っている人のほうが多いみたいだけど……。

この条約の12条に、意見表明権という条文がある。〝自分の思いや考えを自由に表現できる権利〟。

この意見表明のひとつの形として、トーキング・キッズがあるんじゃないか。そして、トーキング・キッズは、主に子ども同士が、自分たちの声を交換し合う場になっている。が、子どもが大人に対して言いたいことを言って、その声を確実に大人（行政など）に聞かせるということができないか？

世田谷区の区民の人たちの手で運営されている、世田谷ボランティア協会。この協会の人から、協会の10周年の記念事業として、トーキング・キッズといっしょにやってみたい、という話があった。そして、昨年10月19日～11月3日までの2週間、『トーキング・キッズスペシャル・子どもにも言わせろ!!ホットライン』をやることになったのだった。

世田谷区の掲示板に、手作りのポスターを張りつけたり、児童館にお知らせしたり、新聞に紹介されたりしたので、いままでトーキング・キッズを知らなかった人たち（子どもの人はもちろん、大人の人）も電話を掛けてくれた。

ホットラインに寄せられた声を紹介したいと思う。

〈親に対して言いたい〉

★ワタシは、小学1年生のときから、通信教育とか家庭教師をつけられて勉強させられました。3年からは四谷大塚とかタップ、日能研、たくさんの塾に行かされて、友だちと遊ぶことができませんでした。偏差値が70近いいい学校に入ったけど、入ってみたら全然ちがって、親からは一流大学に行けと言われる。ワタシ、本当はミーハーだけど、同じ学校にはそんな子いないし、光ゲンジのコンサートにも行かせてもらえないんです。妹は行かせてもらってるのにワタシには、「あなたはそんな子じゃないわよね」とか言って。親はワタシの本当の姿を知りません。前はいい点とるのがうれしかったけど、いまは勉強より大切なものがあるんじゃないかと思ってます。ワタシは、不良になるとか登校拒否するとか言ってるんじゃありません。1時間でも2時間でも自由な時間がほしいんです。もう少し子どもの心を理解してほしい。(13歳・女の子)

★親はいつも「あなたのためを思って」とか言って、ボクがなにか言い返すとすぐ泣く。父と母は2人でボクの話をしてるのに、ボクの話は聞かない。泣くというのは、子どもをばかにして逃げていると思う。いつもそうだとイヤになる。(中1・男の子)

★うちの親は「テレクラに電話しろ」ってうるさいんです。だから、仕方ないから掛けて、「もしもし」って言っただけで切ったら、お母さんが「どーだったの?」って聞くから「若い人だったよ」って言ったら、「お母さんも掛けてみよう」と言うんです。もっと親らしくなってね。(?歳・女の子)

図2.「子どもにも言わせろ! ホットライン」データ

●期間……1991年10月19日～11月3日(16日間)

●番組へのアクセス件数……延べ2,747件

●テープへの吹き込み件数……延べ359件

●テープに吹き込まれた声の時間……延べ約15時間

●吹き込んだ人の性別

女性/289件　男性/68件　不明/2件

●吹き込んだ人の年齢分布

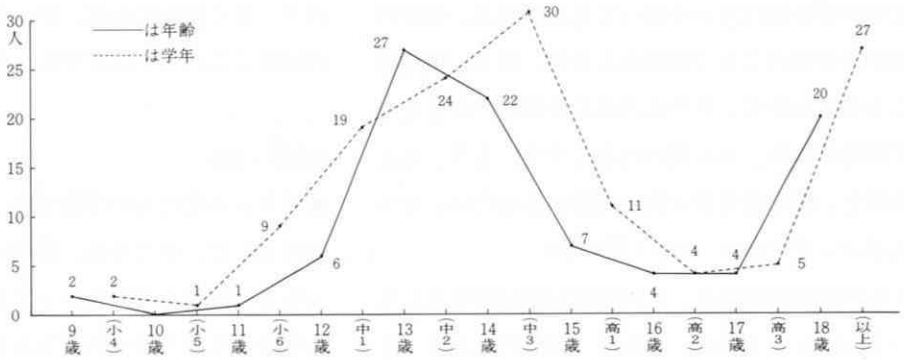

※この折れ線グラフでは年齢を優先して集計しました。学年しかわからない子についてのみ学年を集計してあります。

〈先生に対して言いたい〉

★ワタシは、小6のときから学校に行ってなくて、いまになっても学校がイヤで休んでます。うちの中学は校則がきびしくて、前髪を立てたり染めたりしてると怒られるし、ムースをつけてたら水道で洗わされるし、髪の毛を染めてると黒いスプレーをかけられるんです。ワタシは学校で暗くして、家では明るいんです。いま、不良の子とつきあってて、その子の学校はきびしくないから、赤いゴムとかしててうらやましい。もう不良になろうかと思う。学校が大キライです。(中1・女の子)

★うちの学校の先生は、池に塩素を入れすぎてコイを5匹殺しちゃったんです。それなのに、「アラ、すいませんね」しか言わなくて、謝り方が超ムカツク。(小6・女の子)

★うちの学校はすごく、校則がきびしいんです。前髪にムースをつけてただけで、大学が決まっていたのに保留にされてしまいました。替えカバン(*…校則に違反したカバン)が見つかると、カバンの中に砲丸を入れて帰されるんです。どーしたらいいんでしょうか?(高3・女の子)

★私立中学を受けたいと思ってるんだけど、担任の教師が内申書のことで怒鳴るんです。毎日、内申書のことを言われて、クラスのみんなにも「おまえなんて絶対落ちる」とか言われるんです。もう、こんな教師を、教育委員会に言って辞めさせたい。どうすればいいですか?(小6・男の子)

★うちの担任の先生は、人の名前を呼び捨てにしちゃいけないと言うのに、自分は、ボクたちのことを呼び捨てにする、いい加減にしろ。(小6・男の子)

〈社会に対して言いたい〉

★家の前にケヤキの木がたくさんあったのに、全部切ってしまって駐車場にされちゃった。木がかわいそうだと思う。大人ってなに考えてるの? ワタシが大人だったら絶対許せない。木にしがみついてもやめさせる。(小6・女の子)

★自然破壊のことを学校で調べたら、大人に言いたいことがたくさん出てきました。最近ゴルフ場が多いけど、自分が楽しくても周りの自然を痛めつけてることに気がついてない。なんで自然を壊すことするの? 芝生っていったって見せかけのものだっていうことぐらいわからないの? ゴルフ場のかわりに、森に親しむ体験学習の場をつくるとか、自然が大切だって思える施設をたくさんつくって、自然のこと、未来の子どもたちのこと、地球のことをもっと考えてあげてください。(?歳・女の子)

★電車のホームで並んでたら、小学生の子どもを押しのけてズンズン先に行くオヤジがいたんです。郵便局でもよく割り込むオヤジがいる。いくら相手が小さいからって、順番ってものがあるでしょ? なんでオヤジやオバサンは平気で割り込んだりできるの? 長く生きてれば、やっていいことと悪いことの区別くらいつくはずでしょ?(19歳・女の子)

〈恋愛・性〉

★ワタシの友だちの学校では、男女交際禁止令が出されました。友だちは、彼がいるのにいっしょに帰っちゃいけなくてつらいって言ってました。ワタシも男の子と付き合ったことあるけど、人と付き合うと学校では学べないことが学べると思う。ワタシが

そうでした。大人は、子どもの男女交際のことをどう考えてるの？　ワタシは、何歳でも付き合っていいと思う。男女交際禁止令なんてやめてほしい。(中2・女の子)

★このまえ、彼女とセックスしたんですけど、親にセックスしてるところを見られちゃったんです。親は、それから、「テストの点が悪いとうちを追い出す」「みんなにバラす」とか言って脅すんです。どうしたらいいか、みんなで考えてほしいです。(中1・男の子)

〈死について〉

★ワタシは性格が暗くて、頭も悪いからクラスの子にきらわれてます。友だちが1人いるけど、その子も離れていきそうで、もう死んだほうがましです。だって、性格を変えるのはできるようでできないし、頭が悪いのは塾に行ったらいいんだけど、親が塾には行かせてくれないし……、ワタシを救う方法はないですよね……。(中1・女の子)

このページでは紹介できないくらいのたくさんの声が、ホットラインに集まってきた。この声やホットラインの試みについては報告書にまとめて、世田谷区の行政機関などに届けることにした。

死にたい、という声や、いますぐその子に会って何か力になりたい、というような声もたくさんあって、毎回、メッセージが入ったテープを聞くたびに、ボランティア協会の人は頭を抱えていた。

深刻な声に耳を傾けていると、〝先生が塩素の入れすぎでコイを殺しました……〟という声を聞いたりしても、ああ、そういう失敗は誰にもあることだ、声を入れてくれた女の子も明るくてハキハキした話し方だし、大丈夫だろう、と安心して聞き流してしまいそうになる。

けれど、ワタシは、このコイ殺しの声にこそ、耳の穴をかっぽじらなければならないほどに重要なことが詰まっているんじゃないかと思う。

大人は、この、コイ殺しのようなことを日常的にやっているのだ。それも、気がつかないうちに……。気がつかないの一言で、子どもの気持ちを踏みにじっていたり、いつもは人間として大切なことは何なのかをうるさく言っているのに(先生に限らず)、肝心な自分の行動が、全く逆だったり。

〝そんな些細なことまで〟と思うようなことが、大人、その人自身を問われることになるんだとワタシは、このホットラインをやってみて思った。

そして、子どもたちは大人に対して要求することや希望でいっぱいではなく、問題は自分で解決するしかないんじゃないか、と思っていることもわかった。

子どもが大人に対して言いたいことを言う、というよりもまず、大人が、常に子どもの声を聞くということが大切なんだと思う。社会が、日常のさまざまな子どもの声を生かすようにならなくちゃ。

2週間のホットラインでは全然足りなくて、常時、子どもの声を聞けるシステムの設置が必要だということがわかった。

トーキング・キッズの中に、ホットラインのコーナーを設けて、行政の人や子どものことにかかわる人たちが、月に一度でも2ヵ月に一度でもその声を拝聴する、なんてことが一番近道だといえるだろう。

特集

子どもの眼・子どもの声
——家庭・地域社会から

2000年までに飢餓のない世界を創る子どもたち

第1回地球子ども会議報告

日本ハンガー・プロジェクト 理事長 祢津都子（ねづくにこ）

地球子ども会議開催まで

第1回「地球子ども会議」は1991年8月20日～24日の5日間、京都国際会館において世界60の国と地域から10代の若者358名が参加して開催された。

これを実現させたのはユース・エンディング・ハンガー(YEH)・ジャパンの子どもたちと日本ハンガー・プロジェクトの大人たち。共に2000年までに地球上から飢餓をなくすことを目的に活動している国際的ボランティア　ネットワーク。YEHはハンガー・プロジェクトを母体として生まれ、「飢餓が子どもの命を終わらせるのではなく、子どもが飢餓を終わらせよう」を合言葉に活動している。

現在、私たちの地球上で毎日3万5,000人の命が飢えのために失われており、その4分の3は5歳以下の子どもである。ユニセフは毎日、飢えや貧困、病気等で4万人の子どもが死んでいると報告している。この現状を受けて、1990年9月国連で「子どものための世界サミット」が開催され、71ヵ国の国家元首によって「子どもの生存、保護及び発達に関する世界宣言」が採択された。同時にこの宣言達成のために、36項目にわたる「1990年代の行動計画」も提示された。そして、この宣言では、これらの目標達成のためにはさまざまな協力関係が必要であり、特にNGO(民間ボランティア団体)や子ども自身の参加を呼びかけている。「地球子ども会議」はこの世界のリーダーの呼びかけに応えて、子どもたち自身が地球の未来を創ろう、毎日死んでいく4万人の子どもの命を自分たちが救おう！と立ち上がったものだった。

「地球子ども会議」を開こうという考えは、1990年の暮れ頃から出ていたものの、正式に実行委員会が結成されスタートしたのは1991年4月、開催のわずか5ヵ月前だった。3月31日と4月1日の2日間、YEHのジャパン会議を東京で開催。東京、京都、大阪、福岡など全国8地域から代表40名が集まり、「地球子ども会議」の開催を正式に決定。会議の目的、スケジュール、役割分担などを話し合った。ここで「地球子ども会議実行委員会」が発足。実行委員長には自ら

YEHジャパン会議

名乗り出た津田彩樹子さん(高一・15歳)が就任した。

子どもたちは「地球子ども会議」へのさまざまなアイディアや提案を出した。各国の飢餓の現状を知り、自分たちに何ができるか話し合うために会議の時間は十分長くとる、多くの人の意見が聞けるよう自由発言の時間や分科会を十分に、みんなと仲良くなれるよう食事や宿泊は一緒に、誰れもが参加できるよう言葉の制限は最小限に等々。また、京都市内をアピール行進する、シンボルマークを大きなオブジェにして会場に飾る、テレホンカードやバッジを作る等々…。このYEHジャパン会議でみんなで持ち寄ったマークのなかから、吉澤梨佳さん(中三・14歳)の作品がシンボルマークに決定。

子どもたちのさまざまな提案をいかに最大限に生かすか、大人たちは知恵を絞った。「地球子ども会議」の実行に当たり、われわれ大人は全員が応援団と宣言。子どもが主体であり、彼らが責任をとってやると言ったことの実現のために、大人は何でもしようという立場だった。検討の結果、食事は昼・夕食共会議場で全員一緒に、宿泊は大原の11の民宿に日本人と海外の子を一緒に泊め、各宿に通訳を置く。言葉は日本語、英語、フランス語、スペイン語、中国語とし、会議中はすべて同時通訳とした。

YEHジャパン会議後、YEHのリーダーたちは各地で活発な行動を展開した。友人や学校、地域の生徒会へ呼びかけて参加者募集。新聞、雑誌への掲載依頼や、ラジオ、TVでの放送依頼。テレホンカードやバッジ販売による資金集め等々。

YEHの子どもたちが国内の参加者を募る一方で、大人たちは海外参加者の招聘、国連大学、文部省への後援依頼、来賓の出席依頼、資金調達等々、子どもと大人の二人三脚であわただしく準備が進められた。

夏休みに入ると子どもたちは連日オフィスに通い、会議内容の打ち合わせ、京都宣言の草案作成、新聞の発行、宿割り、宿リーダーの決定、印刷物・配布物の制作等々、子どものチームに大人がついて各役割ごとに目まぐるしく仕事が進められていった。

子どもたちと一緒に準備に追われるなかで、私が感じたのは、日本の子どもたちは本当に忙しいということだった。学校、宿題、試験、塾、部活動、習い事で、自由時間はほとんどない。ソフトボールの部活の後、汗だくでかけつけてくる津田さん。剣道部の朝練、夕方の特訓を終えて足をひきずりながらやってくる吉澤さん。学校と毎日3時間のバイトのすき間を縫ってせっせと新聞づくりをした山田君(高一)、何日も徹夜で会議内容を打ち合わせした受験生の安住君(高三)等々。またせっかく活動を始めたけれど、勉強や受験を理由に親や先生に反対され、参加を断念した子どもたちもいた。そんななかで「絶対に『地球子ども会議』を成功させるぞ!」という子どもたちの意気込みに、私たち大人は感動し、動かされ、ますます固い決意で取り組んだ。

会議内容

いよいよ8月19日。世界60ヵ国から参加者が続々と京都入り。19日の夜は、各宿ごとに宿リーダーが中心となって、夕食を共にしながらの歓迎パーティー。

8月20日朝9時、アフリカ15ヵ国、アジア14ヵ国、中南米9ヵ国、中東3ヵ国、ヨーロッパ12ヵ国、北米2ヵ国、オセアニア4ヵ国からの125名、そして日本233名の参加者たちが会議場で初めて顔を合わせた。自分たちの手で、地球の未来を創ろうという固

い決意を持って世界のあちこちから集まった10代の若者たち。ここに地球があった。深い感動があった。一瞬にして、みんな地球家族の兄弟になっていた。

会議は津田彩樹子実行委員長をリーダーに、日本から5名、インド、アメリカ、ドイツから各1名、計8名の会議リーダーによって進められた。第1日目は親密な人間関係を創るための自己紹介ゲーム、テーマソングの練習、この会議の目的の提示、そしてなぜこの会議に参加したのか、参加者が自由に発言。2日目は各国の飢餓の現状と「子どものための世界サミット宣言」に対する各国の取り組みの発表。またすでに飢餓問題、環境問題などで活躍している若者たちの報告。3日目は来賓を招いての公開会議。「地球子ども会議京都宣言」の採択。4日目は行動への出発として、地球会議とテーマごとの分科会。今後の活動の宣言。そして5日目は京都市内パレードと京都見学というスケジュールで進められた。

参加者による自由発言

各国の現状報告は、バングラデシュ、エクアドル、グァテマラ、インド、メキシコ、パキスタン、ポーランド、南アフリカ共和国、スリランカ、シリア、アメリカ合衆国、ジンバブエの代表が発表。それぞれが自国の現状を非常によく調べてきており、素晴らしい内容であった。

インドのベナイファーさん(20歳)は「私たちがここに座っているたった1分間に世界中で24人が飢えのために死んでいます。そのうちの3分の1、8人が私の国の人です。そのほとんどが5歳未満の子どもです。インドは食糧は自給自足しているにもかかわらず、カロリー不足や栄養不足で多くの人が死んでいます。またきれいな水が飲めないために寄生虫に侵され吸収不良で死んでしまいます。約30%の人がお金がなく生計が立てられません。しかしインドの乳児死亡率は下がってきています。インド政府は、今世紀末までに飢餓を撲滅する審議会を作り、行動計画を実行し始めました。飢餓は文化を破壊し、人々の対立を引き起こし、世界の平和を侵します。また生産的に働くことを不可能にします。未来の大人、つまり私たちは私たちの力で、このような苦しみをなくさなければなりません。私たちが力を合わせて戦っていかなければならないと思います」と述べた。

メキシコのガブリエラさん(18歳)は「都市に資源が集中し、人口の50%以上が住んでいる農村部では基本的必需品にも困る惨状が見られます。社会的経済的均衡の欠如が、メキシコの生態系にも影響を及ぼしています。木々が伐採され、海産物が乱獲され、輸出されています。われわれは自分の国でやっていることが、地球の他の部分に影響を与えていることを理解する必要があります。お互いにお互いを気遣うことが大切です。われわれ自身も寛容と団結の精神を高めていく必要があるでしょう。それによって飢餓ではなく、命を獲得することができるのです」と発表。

ジンバブエのマイケル・マゴンド君(17歳)は、「飢餓の状態をさらに悪化させているのは戦争による破壊です。1989年には、1時間ごとに25人の子どもが戦争によって死んでいました。多くの人が難民としてジンバブエに住んでいます。食糧は不足し、子どもた

ちの飢餓、栄養失調が蔓延しています。ジンバブエ政府は、これを改善すべくいろいろな形で取り組んでいます」と報告。

また日本からの報告として、岩月麻衣子さん(14歳)のチームが制作した12分間のVTR「日本は飢餓を終わらせた」を上映。この上映に当たり、岩月さんは「わずか36年前には日本も飢えていたのです。たとえ飢餓を終わらせるのが遅くなっても、必ずゴールにたどりつけるはずです。私はすべての国と共に進んでいきたいです。助け合い、分かち合って……」と挨拶。

8月22日の公開会議には、桜内衆議院議長をはじめ国会議員の方々、大使館、企業等多くの来賓においでいただき、またハンガー・プロジェクトのボランティア、参加者の両親等1,058名が出席し、盛大に開催された。

開会挨拶で津田彩樹子議長は「私はこの会議を歴史に残る大きな会議にしたいと思います。規模だけではなく、参加者の意志、世界に与える影響、会議後の行動など、すべての面で大きな違いをつくる会議にしたいのです。私はそのような会議にするよう、参加者の皆さんと一緒に努力して必ず実現させることをお約束します」と宣言。

公開会議のなかで、ユニセフのグラント事務局長はじめ17ヵ国の国家元首より寄せられたメッセージを子どもの議長団が代読。桜内衆議院議長はじめ来賓の祝辞、飢餓の現状報告等の後、「地球子ども会議京都宣言」を採択。京都宣言には「60の国と地域からの子ども代表は『子どものための世界サミット宣言』が確実に実現されるよう行動を起こしたこと、子どもの権利条約の批准を求めること、地球子ども会議を定期的に開催することなど16項目が盛り込まれており、満場の大拍手をもって採択された。この京都宣言は駐日外交団代表、駐日セネガル大使にしっかりと手渡され、会議後、セネガル大使によって、全世界の国家元首に届けられた。

最後に参加者全員でテーマソング「サウンド・オブ・ピース」を合唱。会場の明かりが消え、一人ひとりが手にしたケミカルライトの赤、青、黄、緑が歌声のなかに美しくゆれ動き、会場は感動でいっぱいに……。そのとき、ハプニングが起こった。熱い想いが堰を切ったように、みんなが次々と席から駆け出し、ステージにかけ上がり、全員が肩を組み抱き合って、涙を流しながら"Sound of Peace"の大合唱…。

閉会の挨拶で、津田議長はみんなにこう呼びかけ

セネガル大使に「地球子ども会議」京都宣言を手渡す津田議長

公開会議。全員がケミカルライトを掲げて「サウンド・オブ・ピース」を合唱

た。「今回の会議は私たちの出発点であり、これからの行動が本当に世界を動かすのです。そして行動のうえで一番重要なのは、大人とのパートナーシップです。大人と子どもの区別なく、サポートし合って創りあげていくことが大切なのです。どうぞこれからも、積極的に参加してください。世界中の人たちを巻き込み、飢餓を終わらせ、未来を創っていくために、一緒に行動を起こしましょう」。

会議後の活動

世界中に散っていった参加者たちは、約束通り各国でパワフルな活動を展開している。

トルコのエリフ・アカグンさん(16歳)は早速外務大臣、厚生大臣、大統領に会見し、「子どものための世界サミット」におけるトルコの行動計画を遂行するように求め、大臣との会見はテレビで全国放送された。さらに彼女は今年、「地球子ども会議」ヨーロッパ地域会議をトルコで開催する準備を始めている。

アメリカのYEHは「子どもの権利条約」の批准を求める3万人の署名を集めている。YEHのリーダー、タラ・チェスナットさん(16歳)は、飢餓を終わらせるために貢献した若者に贈られる大統領賞を受賞。

京都市内パレード

スイスでは、アンドレア・ローナーさん(18歳)が首都ベルンで100名の行進を行ったり、オーストラリア、ソロモン諸島、インドなどでもさまざまな活動が起きている。

また日本では、昨年の12月22日、バングラデシュのサキッド・アメッド君(17歳)がリーダーとなって東京都内約30kmを自転車で走るバイクライドを企画。在日海外高校生と日本の高校生約100名が「飢餓を終わらせよう!」とアピールし、このイベントから200万円の寄付をつくり、インド、セネガル、バングラデシュ、フィリピンの飢餓を終わらせるためのプロジェクトに貢献した。

また、これら全世界の仲間たちの活躍を知らせるため、YEHの日本とアメリカのメンバーが新聞編集チームを結成。電話会議を重ねながら、2ヵ月に1回、英語版と日本語版で新聞を発行し、「地球子ども会議」の全参加者に発送している。

「地球子ども会議」は2000年まで開催し、2001年にはニューヨークの国連で「飢餓終結宣言」をするというのが子どもたちのビジョンである。今年は8月にアジア地域会議をインドのニューデリーで開催し、日本からは約100名の子どもたちが参加する予定である。その他、アフリカ、中南米、ヨーロッパ、北米で各地域会議を行う準備が進められている。

「飢えのない平和で豊かな地球を創ろう!」と立ち上がった子どもたちの情熱、行動力に大人の経験、知恵を提供し、共に信頼し尊敬しパートナーシップを築き、一つの目的に向かって全力を尽くすとき、信じられないような大きな達成ができるのだと私は実感している。最後にこの会議の開催のためにご協力くださったすべての方々に深く感謝の意を表したい。

特集

子どもの眼・子どもの声
——家庭・地域社会から

座・談・会

「もう疲れました。この子いらないんです」
——電話相談に見るお母さん像

〔出席者〕
安達倭雅子
子ども110番(東京)
加藤曜子
子どもの虐待ホットライン(大阪)
吉村絢子
赤ちゃん110番(東京)

〔司会者〕
帆足英一
東京都立母子保健院 小児科部長

日本で初めて電話による育児相談が誕生してから20年。世の移り変わりとともに、いまや、いろいろな電話相談が開設されています。
身近な電話相談は社会や家庭の大きな変化を見続けてきました。電話を通して聞こえてくるお母さんや子どもたちの声に耳を傾けると、見えてくるのは、いらだつお母さん、父親つき「母子家庭」、生まれたときから競争させられる子どもたち……

都会で子育てをするお母さんの必需品

帆足　高齢化社会の到来や少産少子化傾向が問題にされるさなか、家庭内育児の支援サービスの充実が切望されていますが、電話相談は家庭支援サービスとしては身近なものだと思います。まず、その活動をご紹介いただきましょうか。

吉村　「赤ちゃん110番」は、0歳から6歳までの子どもをもつお母さんを対象にしています。高度経済成長期の1971年にできました。

帆足　電話による育児相談として、日本では初めてのものでしたね。

吉村　そうです。都市に集中した若年労働者が核家族化していったころです。知り合いもいない都会で子育てをする若いお母さんの育児相談に応じたり、育児情報を提供するためでした。コインロッカー事件はそのころですね。

安達　「子ども110番」は小・中・高生とその親が相談対象で、開設されたのは国際児童年の1979年です。

「赤ちゃん110番」で相談の対象となった赤ちゃんが小学校に上がったころですね。

加藤　「子どもの虐待ホットライン」は1990年4月にできたばかりです。大阪府が行った児童虐待の実態調査の結果をもとに、小児科医や法律、福祉関係者がなんとかしなくては、ということで、児童虐待防止協会をつくり、具体的な活動としてまず始めたのが、この電話相談です。国連の「子どもの権利条約」採択から数ヵ月後にできたのは、意義あることだと思っています。

帆足　児童虐待の電話相談としては、日本で最初のものですが、相談の内容はどうですか。

加藤　虐待にかかわる相談は、開設から1年間で全体の48.8%を占めています。活動開始後、マスコミで紹介されていることもあって、現在は虐待だけではなく、育児を含めたさまざまな相談があります。それをコーディネーター兼スーパーバイザー2人、非常勤の相談員15人くらいで受けています。その活動は、電話カウンセリング、必要に応じての専門機関の紹介、子どもの代弁者としての助言、そして専門機関と相談者との関係をスムーズにするための調整、の4つに分けられます。

帆足　「子ども110番」「赤ちゃん110番」はどうですか。

安達　「赤ちゃん110番」と同じ経営体で、民間企業がスポンサーになっています。電話は3台で、スタッフは25人前後。幅広い対象を考慮して、男女比は半々、年齢層も幅があります。受付け時間は夕方5時から9時までです。

吉村　「赤ちゃん110番」は10時から2時まで、2台の電話で10人ぐらいのスタッフが交替で相談を受けています。心理、栄養士、保健婦、助産婦などの資格を持ち、しかも2人以上の子育て経験のある人。育児経験がないと、お母さんの心情を理解しきれないということもありますから……。

思い通りにならない子はかわいくない

帆足　育児環境や社会環境によって、相談内容が大きく変わってくると思いますが、相談を通してみたとき、育児環境の変化をどう感じられますか。

吉村　私は電話相談を始めて13年ですが、ずいぶん変わってきています。例えば、当時の子どもは、夏は当然あせもだらけ、というのが常識でしたが、いまではあせもは冬の相談です。暖房がききすぎて、あせもができる……。(笑)

それから、30代以降のお母さんからの相談がふえています。結婚年齢が高くなり、それに伴って出産年齢も高くなっているからだと思います。そのうえ、育児書や育児雑誌などでよく勉強していますね。しかし、情報があふれているうえに、その変化のテンポが非常に早いので、それに振り回される結果となっています。例えば、一時、うつぶせ寝がいいと言われましたが、うつぶせ寝用の寝具を揃えたところで、うつぶせ寝と突然死の関係が話題となり、「じゃあ、どうしよう」となるのです。

安達　お母さんのなかには、教育評論家の発言を繋ぎ合わせたようなご意見の方もいます。専門用語を次々と並べ、カウンセラー顔負け……。

吉村　情報を取り入れる能力や時間はあるのですが、

知識や情報をもちすぎているがゆえに、それを咀嚼しきれず、教科書通りでない赤ちゃんにいらだってしまう。しかも、育児雑誌やテレビに出てくる赤ちゃんはかわいいので、産まれてくる赤ちゃんもかわいいと思っているのです。でも実際は、ウンチもするし、顔はクチャクチャ。すると、かわいくない、となるんですね。

安達　育児雑誌の表紙で、赤ちゃんが泣いているのはないですよね。かなり美化されています。

帆足　マスコミや育児雑誌に取り上げられた育児情報にすぐ反応したり、影響されるという形での相談が多くなったということですね。

帆足英一氏

安達　テレビや新聞で取り上げられたら、すぐ電話が入ってきます。ですから、新聞を読んでいないと、大変なんです。「出てるわよ、出てるわよ」と言って、記事をスタッフに回すんですよ。

吉村　それから最近のお母さんは、「一番いい解決方法を教えてほしい」、あるいはいくつかの選択肢をあげて、「どれがベストか」と聞いてきます。例えば、大人は1日30食品を摂れば、栄養のバランスがとれる、と新聞に載れば、まだ1歳にならないお子さんに「何種類の食品を食べさせたらベストですか」という相談が入る。「穀類と野菜と……」と、一般的なことをお話しても納得されず、あくまでも「何種類ですか」と聞いてきます。

試行錯誤することを望まないんですね。偏差値教育の結果でしょうか。だから、すぐ泣く、ミルクを飲まない、友達と遊べない、というように、思い通りにいかない子はかわいくない、いらない、だから、叩いてしまう、となってしまうようです。

加藤　それから、いまは出産する、しないを選べる時代で、それが子どもへの感情にまで反映している場合があります。例えば、男の子を期待して、出産を決めたら、女の子だった。すると、その子に愛情を感じられなくなる。「もう、疲れました。この子いらないんです」という電話が掛かることもあります。

4ヵ月から歯磨、片や4ヵ月からスキーのお伴

帆足　育児環境、育児方法がずいぶん変わってきたことと、マスコミの影響力と母親の混乱が問題として出ましたが、育児意識の面ではどうですか。

吉村　相談内容をみてみると、育児意識が二極化してきていると思います。ひとつは自分の理想通り、あるいは教科書通りの子育てをしたいという過度に緊張した状態にあるケースと、赤ちゃんそっちのけのケースです。

相談で多いのは、「トイレ・トレーニングをどうしたらいいか」といったしつけや食事など、具体的な育児方法に関するものですが、最近は、それを「隣近所の子より1日でも早くやりたいけど、どうしたらいいか」というものが多くなっています。とにかく早く、早く……。歯磨は4ヵ月半。「鍛えたいので、

そろそろ薄着をさせたい」。何と、1ヵ月半なんですよ。赤ちゃんにとっては、ひとつずつ越えていかなくてはいけないハードルなのに……。何しろ、人より早く立派に育てなくては、という緊張した状態にあるので、それが思い通りにいかないといらいらする、育児ノイローゼになる、という状況です。そんなに急がなくても、もっと楽しみながらと思うのですが……。

安達　社会の競争論理が子育てにまで反映していますね。競争に乗り遅れるのではないかと、いらいらして感情をコントロールできなくなってしまう。そういうお母さんには、「コントロールできなくて当たり前。そういう状況を生み出した周りを見ていきましょう」とよく言うんですが、いらいらしますよね、いい情報ばかり入ってくるわけですから……。

吉村　もうひとつは、赤ちゃんそっちのけで自分本位のお母さんですね。その結果、赤ちゃんは、赤ちゃんにとっては過酷と思われるくらいの状況に置かれているんです。例えば、4ヵ月の赤ちゃんをスキーに連れていく。以前なら「赤ちゃんを連れていってもいいか」という質問でしたが、いまは「赤ちゃんもゴーグルをつけたほうがいいでしょうか」なんです。「えっ、4ヵ月の赤ちゃんをスキーに連れていくんですか？」「ええ、車で行くので大丈夫です」「そんなに長い間滑るの？」「そう、滑りたいから」「でも、4ヵ月の赤ちゃん用のゴーグルを売ってるかしら」「ああ、そうですね」このように、赤ちゃん連れの外出を割に気楽にとらえていますね。

帆足　妊娠、出産、育児がファッション化しているのではないかと懸念しているのですが……。それが楽しさに通じるかもしれませんが、反面、思うようにならないときに、すぐいやになってしまう。赤ちゃんをペットと同じように考えている。

吉村　そうですね。

なぜ自分だけが子育て……お母さんは独りぼっち

帆足　お母さんがいらだつ原因がたくさん出ましたが……。

加藤　子どもを叩いてしまうというお母さんの相談を聞いていくと、夫婦関係に原因がある場合が結構あります。夫婦の不和のほかに、ご主人が子育てに参加する意思はあるが企業戦士で参加できない場合と、非協力な場合です。子育て最中の父親は働き盛りということもあって、「子育てはあんたの仕事やんか」と言って、休日も接待ゴルフに行ってしまい、お母さんは置き去りにされてしまう。いまのお母さんは男女共学で過ごし、仕事の経験もあります。それなのに、なぜ自分だけが子育てによって自己実現を中断しなくてはならないのか、といらいらする方も多いですね。

安達　私自身の経験からも言えますね。「どうして私だけが床を磨いて、おむつを換えているわけ」という意識がずっとありましたから。しかも、子育ての一番大変なときに、夫は外遊してしまう。すると、頭にきてしまうんですよ。子どもに当るわけにもいかず、毎日が闘いでしたね。そのときに電話相談があればしていたかもしれませんね。

加藤　そう、自分探しができるかどうかですね。電話を掛けてくる人も、例えば、趣味を聞いてみると、

これといったものがない。つまり、自分自身の支えとなるものがなくて揺れているのが感じ取れますね。

安達　私は、どうしたかというと、自分のできることを始めたわけです。源氏物語を読み始めたのです、1日3行とか。それから次第に落ち着いていくんですよ。ですから、私自身は、落ち込んでいるお母さんをせめることはできませんね。

安達倭雅子氏

吉村　もちろん、そうですよ。ほとんどの方は一歩一歩経験を積んで、一人前のお母さんになっていかれるんですから。

「ようやってくれてる」の一言がほしい

帆足　家庭における父親としての役割の稀薄さが出ましたが、父親像は変わってきていますか。

吉村　データでは、最近の若い男性は、男は仕事、女は家庭、という意識はないそうですが、相談を通して推測すると、実態は違うようです。

帆足　母子保健院では、出産された若い母親を対象に、父親の育児参加に対する母親の満足度をアンケート調査します。例えば、おむつを換えてくれる、留守中に赤ちゃんの面倒をみてくれる、などについてですが、満足度は高いんですね。妊娠期間中の母性意識と夫婦間の葛藤に関する全国調査でも、比較的満足度は高いです。育児の出発点と途中の修羅場のところでは、ずいぶん違うのかな……？実際の相談活動のなかでは、困ったときに、母親にとっては父親が頼りにできない存在となっているんですね。これはどうしてでしょうね。

吉村　基点の定め方によると思います。20年前は立ち会い分娩もなかったし、検診に父親が来るなんて考えられなかったことですから、確かに変わってきている点もあると思います。しかし、精神的な支えになるか、ならないか、という点では変わっていないのではないでしょうか。

加藤　お母さんのなかには身体的な援助はいらない、「あんた、ようやってくれてるという、その一言がほしい」と言われる方がいます。電話をしてくるお母さんは、いろいろなストレスのなかで子育てに孤軍奮闘している、それにもかかわらず、うまくいかなくて子どもを叩いてしまい、罪悪感を抱いているわけです。そういうときに、ご主人がどれだけ精神的な支えになれるか、それによって、お母さんの心の負担は大きく違ってくると思います。第1子のときは一生懸命だったけど、第2子になったら知らん顔、というお父さんもいます。お互いに支えあっていくことが大切だと思いますね。

吉村　そうですね。お母さんの気持ちを理解するという点では、私たち、電話相談がお父さんの役割をしているのかもしれませんが、でも、いつもそばにいるお父さんがその役割を持っていると思います。このようなケースでは、「男性は口で言わなくてはわからないから、少しずつでも、ご主人に実状を訴え

ていったら」とお話するんです。

安達　「ご主人は？」と聞くと、「あの人は関係ありません」と言われる方がいますが、これは、非主体的に育児にかかわってきた父親の成れの果てだと思うんです。父親は、育児に参加、ではなく、主体的にかかわっていくべきでしょう。

「父は5年前に死にました」…殺される大人

帆足　子どもはそのような父親をどう見ているんでしょうか。「子ども110番」の相談相手は中・高生が多いということですが、子どもの生の声としてはどんな形で出てきますか。

安達　うっかり「お父さんって、どんな人？」って聞くと、「オヤジのこと言うと、ぶっ殺すぞ！」とか、「あいつのこと言うな！」とか、そういう拒否もあります。「子ども110番」への相談は、80%が子どもからのもので、15%から20%が親から、それも圧倒的に女親からのものです。これが日本の子どもにとっての父親実質的保有率かもしれない……。つまりお父さんがいない。父親のいる「母子家庭」で子育てが行われている。ですから、子どもはお父さんなんか、目じゃないんですよ。

中・高生で父親の職場をきちんと言えない子が多いですね。「なんせ、サラリーマンさ」とか……。それから年齢を知りませんね。「中年」とか……。理解しがたい成育環境が感じとれますね。もちろん「おふくろなんか、初めからいなくて生まれた」というのもありますよ。

子どもはよく作り話をしますが、それが大変おもしろい。「母は宝塚の元スターで、父は日航のパイロット」というのがどうも最高なんですね。（笑）それから、「父は5年前、母は3年前、死にました」というように、殺されてしまうんです。これは児童虐待の逆現象で、大人が子どもを虐待するかぎり、大人は殺されるでしょうね。もちろん、作り話のなかでですけど……。

叩かれた子は声に出せない、声は届かない

帆足　そういう親のことで、子どもから相談してくることはありますか。

安達　それはありませんね、子どもは受け身ですから。虐待も、叩かれたことを子どもが言わないようにするために親は叩くわけですから、一番声として出ないですよね。

加藤　全く、そうですね。お母さんからの電話は、「私は感情のまま、子どもを叩いています。どうしたら、コントロールできるでしょう」という内容のものですが、子どもにしたら、親から「あんたが悪いからや」「あんたがのろいからや」と言われながら叩かれているはずなんです。そうすると、子どもは親から理不尽に叩かれているとは思わず、自分が悪いのだと萎縮してしまいます。

「ホットライン」の受付け件数は現在までで2,400件ですが、被虐待者からの電話は開設から1年間で2.7%。ただし、これには、例えば20年前に被害を受けたという人が掛けてくるケースも含まれています。しかも、ほとんどが10歳以上で、電話で相談する能力がまだ備わっていないということもあるでしょう

が、年少の子どもの声が届かない。相談内容の内訳では、身体的虐待が72.1%にものぼっていることからみれば、叩かれていても、声に出せない年少の子どもがかなりいるのではないか、と思われますね。性的虐待の場合は、思春期に家出という形になって表われますが……。

帆足　そういう子どもの本当の胸の内はどうなんでしょうね。

安達　それでも子どもは親の意向に沿おうと思っているんですよ。健気にも……。3人も4人も家庭教師をつけられて、がんじがらめになっていて、公衆電話から、「電話を切って家に帰ると、寝るまで勉強させられる。それでも成績が上がらない。一夜にして成績が上がる方法はないか」と聞いてくる。学習アビュースと言っていいくらいですが、子どもは成績を上げることによって、親の意向にしっかり沿おうとしているんですよ。

いまも亡霊のように存在するいじめ

帆足　いじめについての相談はどうですか。地域性はありますか。

安達　「子ども110番」への電話は45%が首都圏からで、あとは全国各地からですが、いじめもリンチも日本全国地域差なし、という印象です。この電話相談が開設されたころは〝いじめ〟という言葉はなく、〝不当な仲間はずれ〟と言われていました。その数年後に『現代用語辞典』にその言葉が載るわけです。

いじめは1980年代に深刻化し、いまでは終息したと言われていますが、私は、いじめは第2期に入ったと思っています。以前は、暴力を加える、というように、いじめの実像があったんですが、いまは水面下に隠れてしまっています。子どもたちのあいだでは、いじめの怖さが共通の認識となっていますので、いじめの素振りを見せるだけでいいのです。だから、教師には何も見えない。大人から見ると、楽しく遊んでいるように見えるかもしれません。しかし、亡霊のごとき実像があるのです。

帆足　人権に関する法務省の登校拒否児に対する調査では、小・中学生の回答ですが、かなりの率になっていますね。しかも、教師からのいじめがかなりの比重を占めているんですよ。体罰のほかに、ほかの子と差別された、無視された、とか。

加藤曜子氏

加藤　いまの時代は、みんなでまとまって生きていかなくてはいけない。だから、中学生の場合、仲間からはみ出された悩みがあるんです。でも、電話でも、いじめにあっていることを決して自分からは言い出しませんね。

帆足　子どもが突然に歩けなくなるなどのヒステリー症状を起こす場合、その背景に、学校での人間関係の問題があることが非常に多いんです。ストレスに耐えるだけの年齢相応の強さをもっていない場合は、いろいろな症状を訴えるのです。しかし、その

ときに、学校の先生や親など、周りの人の温かい支えがあれば回り道をしなくてすむ、というケースも多いですね。

安達　先日聞いた話ですが、子どもがいじめにあって怪我をした。そのときに、示談で解決しようとした学校側の提案を親がのんでしまったんです。これでは、子どもからすれば、学校から捨てられ、親からも捨てられたことになってしまう。最も悲しいことです。

子育てに必要な地域の連帯

帆足　育児休業法が今年4月から施行され、働く母親は法的にサポートされることになりますが、仕事を休んで家庭で育児をすることになったときに、地域にそれを援助できるだけのシステムが現状ではあるかどうか。いま、働いている母親にとっては、保育所がいろいろな意味で育児支援の役割を果たしています。先生やほかのお母さんとのかかわりによって、問題を解決したり、情報を得ることができるからですが、それに引き換え、専業主婦は地域内のサポート・システムが乏しいため、アパートやマンションの一室で孤立した状態で育児をしています。先日、ある新聞に、育児休業中も引き続いて保育園で子どもを預かってほしいという意見が出ていましたが、地域のサポート・システムが完備していない現状では、今後、家庭内に閉じこもっている親子の問題がクローズアップされてくるのではないかと思いますが……。

吉村　「赤ちゃん110番」には専業主婦からの電話が多いんですが、部屋に閉じこもりきりになっているケースもあります。例えば、「子どもがミルクを飲まない」という相談を受けていて、電話越しに音がするので聞くと、「いま、包装紙を振り回して、遊んでます」。とっても元気な赤ちゃんの姿が想像できるので、「少し、散歩でもしてきたら」と言うと、「散歩にいくと、ミルクの時間にかかってしまうから……」。細かいことを気にしすぎて、お母さんが一人相撲をとっているんです。

それから、電話の向こうから突然、ものすごい怒鳴り声が聞こえてくることもあります。相談中は、「叩いてしまうんです」と言われても、その姿が想像できないくらいかわいいい声なんですが、無防備のときは、あっ、なるほどっと思えるような……、こちらのほうが血の気が引いていくようなものすごさです。いらいらがつのっている証拠でしょうね。

加藤　虐待者本人からの相談は全体の約4分の3で、そのほとんどが若いお母さんからのものなんです。孤立したお母さん像がうかがえますね。

安達　子育ては社会的連帯のもとに行われるものだという意識が生まれると、お母さんが一人で背負わなくてもよくなると思いますね。私の場合も、子育て当時を振り返ると、自分の子どもだという意識で、子育てを丸抱えしていたのに気づきます。

帆足　育児が家庭のなかだけで行われれば行われるほど、虐待のような出来事は見つけることが困難になるでしょうね。

安達　そう、密室での出来事というか……。例えば、スウェーデンでは、隣の人が「人権子どもの110番」に「隣の子どもがひどく泣いている」と通報して、それが間違いだったとしても、通報者と当事者との

お互いの信頼関係は崩れないのです。そういう社会意識が必要ですね。

複数の機関でこそできる家庭支援

帆足　相談の処遇として、専門機関に結びつけることはありますか。

吉村　仕事をもっているお母さんからの相談には、例えば、「感染症の子どもを預かってくれないけど、どうしたらいいか」とか、「出産を控えているが、その間上の子どもを預かってくれるところはないか」というのがあるので、当然、他の機関を紹介します。しかし、受入れの実状はきびしいな、というのが印象で、そういうときは、電話相談って何の力もないのだな、と思いますね。

吉村絢子氏

帆足　乳児院では、母親の病気、あるいは冠婚葬祭や公的な出張など、私的な理由でも、育児が一時的にできない場合は短期間でも受け入れています。もちろん、海外旅行をしたいとかはだめですが……。24時間サポートできるし、保育所でも、1ヵ月以内に限ってですが、緊急一時保育を行っている地域も少なくありません。

加藤　保健所や児童館などの親子教室についても、内容がさまざまです。特に、乳児から1歳半までの子どもを対象としたところがとても少ないです。もうすこしキメ細かなサービスがあるといいと思いますね。

帆足　乳児院の場合、受け入れ年齢の上限が現在2歳なので、それを引き上げる必要があると思いますね。このような公的サービスのほかに、ベビーシッターがあります。これは最近法人化されて、各地にあるベビーシッター協会の研修が始まったところですが、これを利用することによって、母親が一時的に息抜きをすることができるでしょう。ただ、現状では電話相談が間に入って、受け入れてもらうのはむずかしいかもしれませんね。その意味では、保育所や乳児院のデイケア・サービスは重要です。

吉村　私たちも、そのような社会資源の受け入れ実態を知っておく必要がありますね。

加藤　「ホットライン」のケースには、生命に危険があると思われるものもありますので、地域の社会資源に繋げることは大事な役割になっています。電話を通しての相談だけでは対応できない場合は、当事者であるお母さんの了解を得たうえで、保健所の援助で家庭訪問をしてもらいます。そのほか、お母さんと保健所との関係がギクシャクしている場合、調整的役割もします。それらの場合、こちらからまず紹介状を保健所に出して、保健所からその後の経過をこちらに報告してもらう形をとっています。この報告は、こちらの対応がどうだったかというフィードバックになりますし、相談者が、その後地域でどのようなサービスを受けているかを把握するうえでも、とても大切なものです。児童相談所や家庭児童相談室とも同様の連携をとっています。

特に、虐待に関して言えば、小学校の先生から目撃したという電話が入るときがありますが、日本の場合、親権との関係で動きにくい。アメリカでは、虐待に対する報告義務が法的に決められています。そういうときに、法律で保障されていれば、子どもの権利を守ることができるでしょう。イギリスでも子どもの虐待が多く、子どもからの電話相談を受けたり、周囲の人から通報を受けて、児童虐待防止協会が地元の機関の協力を得て、一緒に調査に行ったり、子どものケアに当たっています。

家庭支援は一機関ではできませんし、私たちの活動も他機関の理解があってこそ成立するわけですから、公的な機関を含めたネットワークを充実させていくことが重要だと思います。それによって早期発見、早期予防ができればいいなと思いますね。

帆足　そういう意味で、地域における子育てネットワークの役割は大きいですね。

「掛けてよかった」電話相談がこれから担う大役

帆足　身近な支援サービスとして、今後の電話相談はどういう方向に進むでしょうか。

吉村　いまのお母さんは電話相談を気軽に利用されます。コードレス電話を片手に、子どもをあやしながら……という具合です。しかも、20年前は「赤ちゃん110番」だけだった電話相談が、いまは公共を含め、たくさんありますから、利用者の姿勢が違ってきています。同じ問題について複数の電話相談を利用したり、内容に合わせて、自分の判断で相談先を選んでいます。ですから、利用者の相談姿勢の変化を、受け手側である私たちが認識して、適切に対応していくことが必要でしょうね。

安達　そうですね。あふれている情報のなかから適切なものを選ぶお手伝いをする、という基本的活動は今後も続くでしょうが、相談内容を適確につかむことはより重要になってくるでしょうね。

加藤　電話で相談するということは、簡便さもあるでしょうが、匿名性を求めている部分もあると思いますから、受け手側は秘密の保持が重要です。面接で対面したら、「私、叩いてます」とは言えないでしょう。電話の場合は、お母さんの気持ちを吐き出させて、問題を解決するためのシステムだとわかってもらえると、「掛けてよかった」と言われます。この言葉を耳にすると、電話相談は家庭支援の入り口であると、胸を張って言えますね。

それから、家庭は地域のなかで成り立つものですから、やはり、地域ごとにホットラインのような電話相談があるといいですね。私たちは関西エリアの援助資源は把握していますが、遠く北海道となると、知らない……。

帆足　そうですね。迅速な対応ができないでしょうね。

加藤　それに、例えば、アメリカの場合、24時間体制で、しかも無料で相談電話が掛けられるし、たくさんの電話相談があります。日本でもそうなれば、身近な家庭支援サービスとして、利用者がもっとふえるでしょうね。

帆足　電話を通した専門的な相談が、地域のネットワークのバックアップのもとにできれば、家庭支援システムのひとつになるのではないかと思いますね。ありがとうございました。

編集後記

前代未聞の急速に進行してきた高齢化社会へ対応するために、老人福祉のみがクローズアップされ、少産少子でその対象人口が著しく減少してきた児童の福祉や権利の問題は、影にかすみがちとなっているのが実感といえよう。このようななかで、果たして家庭や地域における子どもたちはどのような時代を迎えているのだろうか。

国連総会においては、「子どもの権利条約」が1989年11月に採択され、わが国においてもその批准が論議されている。しかしながら現在のところ表面的な論議に留まり、子どもたちの権利を尊重する社会的基盤が整ってきたとは言いがたいというのが実態であろう。

本号においては、今日の家庭や地域における子どもの姿を、子どもの側の視点、子どもの権利を尊重し守っていく視点を重視しつつ特集した。

まず、総論として堀尾氏の「子どもの権利をどうとらえるか」という表題のもとに、本特集の基調となる論文をいただいた。そのもとに、既存の児童福祉施設、とくに乳児院と養護施設における子育て支援事業や地域交流事業の実態や実践報告、児童委員の眼からみた子どもの生活と権利について展開した。

また、多様化した保育需要への対応として、数年前から実践されている長時間(夜間)保育における子どもの問題、先駆的事業としての「病児保育」における現状と課題について紹介し、関連する保育や育児企業に関するデータをまとめて掲載した。

また、海外における子どもたちの姿として、英国の自閉症協会を中心とした障害児者のセルフ・ヘルプ・グループの実態、フィリピンにおけるストリート・チルドレンの現状と課題、そして昨年8月に10代の若者が60ヵ国から集まって京都で開催された「第1回地球子ども会議」のレポートをいただいている。

また、地域・家庭における子どもたちのホットラインの一つとして電話相談事業があるが、「赤ちゃん110番」「子ども110番」「子どもの虐待ホットライン」を通して、子どもの権利は時代とともにどうなっているのかを座談会で明らかにすることを試みた。これとの関連で、「子どもにも言わせろ!ホットライン」という表題で子どもからの訴えをレポートしているので参考にしていただきたい。

まだまだ論議しなければならない問題が多々あると思われるが、今後も子どもの側に立った視点で問題が提起されていくことを期待している。

(編集委員・帆足英一)

〔編集委員長〕
秋山智久
明治学院大学教授

〔編集委員〕
網野武博
日本総合愛育研究所
調査研究企画部長

小平さち子
NHK放送文化研究所

込山稔
暁星学園長

庄司洋子
立教大学教授

帆足英一
東京都立母子保健院
小児科部長

池田宇三郎
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

(敬称略)

世界の児童と母性
—海外福祉情報—
年2回発行
第32号 1992年3月31日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-3574-7408 郵便番号104
印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝2—1—28

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION